平成21年第1回定例会 壱 岐 市 議 会 会 議 録 (第2日)

議事日程(第2号)

平成21年3月11日 午前10時00分開議

| 日程第1 | 報告第1号 | 壱岐市人権教育・啓発基本計画の策定について | 質疑、報告済 |
|-------|--------|---|-----------------------------|
| 日程第2 | 議案第7号 | 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の増加及び規約の変更につい て | 質疑なし、委員会付託省略 討論、原案のとおり可決 |
| 日程第3 | 議案第8号 | 長崎県市町村公平委員会の共同設置につい て | 質疑、委員会付託省略 討論、原案のとおり可決 |
| 日程第4 | 議案第9号 | 壱岐市行政組織条例の全部改正について | 質疑、委員会付託省略 討論、原案のとおり可決 |
| 日程第5 | 議案第10号 | 壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正 について | 質疑、委員会付託省略 討論、原案のとおり可決 |
| 日程第6 | 議案第11号 | 壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関 する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第7 | 議案第12号 | 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条 例の一部改正について | 質疑、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第8 | 議案第13号 | 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正 について | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第9 | 議案第14号 | 壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一 部改正について | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第10 | 議案第15号 | 壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第11 | 議案第16号 | 芦辺町定住促進に関する条例の廃止につい て | 質疑、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第12 | 議案第17号 | 壱岐市自動車駐車場条例の一部改正につい て | 質疑、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第13 | 議案第18号 | 壱岐市特定地区公園条例の一部改正につい て | 質疑、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター 条例の廃止について | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第15 | 議案第21号 | 壱岐こどもセンター条例の一部改正につい て | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第16 | 議案第22号 | 壱岐市敬老祝金条例の一部改正について | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第17 | 議案第23号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正につい て | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定に ついて | 質疑、 厚生常任委員会付託 |

| 日程第19 | 議案第25号 | 壱岐市手数料条例の一部改正について | 質疑、 厚生常任委員会付託 |
|-------|--------|---------------------------------|----------------------|
| 日程第20 | 議案第26号 | 壱岐市介護保険条例の一部改正について | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第21 | 議案第27号 | 壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正につ いて | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第22 | 議案第28号 | 壱岐市出会いの村条例の一部改正について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第23 | 議案第29号 | 壱岐市農業機械銀行条例の一部改正につい て | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第24 | 議案第30号 | 壱岐市水道事業給水条例の一部改正につい て | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第25 | 議案第31号 | 壱岐市文化財展示館条例の廃止について | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第26 | 議案第32号 | 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について | 質疑、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第27 | 議案第33号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第28 | 議案第34号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第29 | 議案第35号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第30 | 議案第36号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第31 | 議案第37号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第32 | 議案第38号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第33 | 議案第39号 | 財産の無償譲渡について | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第34 | 議案第40号 | 壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定に ついて | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第35 | 議案第41号 | 壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定に ついて | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第36 | 議案第42号 | 壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指 定について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第37 | 議案第43号 | 壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指 定について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第38 | 議案第44号 | マリンパル壱岐の指定管理者の指定につい て | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第39 | 議案第45号 | 筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定に ついて | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第40 | 議案第46号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |

| 日程第41 | 議案第47号 | 平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第7号) | 質疑、 予算特別委員会付託 |
|-------|--------|---|----------------------|
| 日程第42 | 議案第48号 | 平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) | 質疑、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第43 | 議案第49号 | 平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第44 | 議案第50号 | 平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第3号) | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第45 | 議案第51号 | 平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算(第5号) | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第46 | 議案第52号 | 平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第5号) | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第47 | 議案第53号 | 平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算(第2号) | 質疑、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第48 | 議案第54号 | 平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算 (第4号) | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第49 | 議案第55号 | 平成21年度壱岐市一般会計予算 | 質疑、 予算特別委員会付託 |
| 日程第50 | 議案第56号 | 平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計予算 | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第51 | 議案第57号 | 平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算 | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第52 | 議案第58号 | 平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第53 | 議案第59号 | 平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計 予算 | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第54 | 議案第60号 | 平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計 予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第55 | 議案第61号 | 平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予 算 | 質疑、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第56 | 議案第62号 | 平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計予算 | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第57 | 議案第63号 | 平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算 | 質疑なし、 総務文教常任委員会付託 |
| 日程第58 | 議案第64号 | 平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第59 | 議案第65号 | 平成21年度壱岐市病院事業会計予算 | 質疑なし、 厚生常任委員会付託 |
| 日程第60 | 議案第66号 | 平成21年度壱岐市水道事業会計予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第61 | 陳情第1号 | 「協同出資・協同経営で働く協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書 に関する陳情 | 総務文教常任委員会付託 |

本日の会議に付した事件 (議事日程第2号に同じ)

出席議員(25名)

| 1番 | 音嶋 | 正吾君 | 2番 | 町田 | 光浩君 |
|-----|-----|--------------|-----|-----|------|
| 3番 | 小金丸 | L益明君 | 4番 | 深見 | 義輝君 |
| 5番 | 坂本 | 拓史君 | 6番 | 町田 | 正一君 |
| 7番 | 今西 | 菊乃君 | 8番 | 市山 | 和幸君 |
| 9番 | 田原 | 輝男君 | 10番 | 豊坂 | 敏文君 |
| 11番 | 坂口傑 | 建好志君 | 12番 | 中村占 | 出征雄君 |
| 13番 | 鵜瀬 | 和博君 | 14番 | 中田 | 恭一君 |
| 15番 | 馬場 | 忠裕君 | 16番 | 久間 | 進君 |
| 17番 | 大久伊 | R 洪昭君 | 18番 | 久間 | 初子君 |
| 20番 | 瀬戸口 | 口和幸君 | 21番 | 市山 | 繁君 |
| 22番 | 近藤 | 団一君 | 23番 | 牧永 | 護君 |
| 24番 | 赤木 | 英機君 | 25番 | 倉元 | 強弘君 |
| 26番 | 深見 | 忠生君 | | | |

欠席議員 (なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 松本
 陽治君
 事務局次長
 加藤
 弘安君

 事務局係長
 瀬口
 卓也君
 事務局書記
 柳原
 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

 市長
 白川
 博一君
 副市長
 久田
 賢一君

 教育長
 須藤
 正人君
 総務部長
 小山田省三君

 市民部長
 米本
 実君
 保健環境部長
 山内
 達君

 産業経済部長
 山口
 壽美君
 建設部長
 中原
 康壽君

 消防本部消防長
 山川
 明君
 病院事業管理監
 市山
 勝彦君

午前10時00分開議

○議長(深見 忠生君) おはようございます。ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許します。白川市長。

○市長(白川 博一君) おはようございます。私は、市長に立候補いたしましたときに「子育ての島を目指す」ということで市民の皆さんの御理解を得てきたところでございますが、その一手法といたしまして6歳児までの、いわゆる就学未満児の医療費を無料化するということをマニフェストに掲げてまいりました。

この件につきまして、実は昨年4月に市民病院の医師団の皆さん方から「無料にするということは市民病院そのものがコンビニ化するのではないか」という厳しい指摘を受けておったところでございます。しかし、私は、これは市民の皆さんと約束してきたことだから、一挙に6歳までということはいかないにしても、段階的にやっていくということを昨年5月に言明をしておったところでございます。したがいまして、私はそのときに、医師の方々は理解はしていないと認識をしておりましたけれども、私がやるという認識はしていただいておったと思ってきたわけでございます。したがいまして、この間は、そのことについて医師の方々とは話しはしてこなかったわけでございます。

このたびの3歳児未満児の医療費の無料化につきましては、3月5日、議会開会の前日でございますけど、病院のほうから、このままいくと病院の運営に支障が出るおそれがあるという情報がございまして、急遽開会前に取り下げをさせていただいたところでございます。議会の皆様方には、大変御迷惑をおかけしたところでございます。

実は、きのう、その支障となるものが何であるかということで、その解決を図るべく、全医師の皆様方とお話しをいたしました。その中で、これは私が情報がなかったことでございますけど、派遣医師の方々の属しておられる医局と市民病院の間で、環境がかわるときには、必ず医局との相談をしてくれという約束事、それから、もろもろの約束事がございまして、そういう約束事が交わされておりまして、今回、先ほど申しましたように、私は医師の皆様とも話しをしておりませんでした、ましてや、医局と話し合うことなく、提案をしたということが最大のネックである

と認識をしておるところでございます。

そこで、早速関係医局に出向く予定にいたしておりますが、私は、先ほど申しますように、「子育ての島」を目指すわけでございます。何としても、この3歳児未満の子供の医療費無料化に向けて頑張っていきたいと思っております。

したがいまして、医局と首尾よく話し合いを通していただきまして、これの実現に向けて懸命の努力をしてまいりたいと思っています。条例が出ないまま予算書が出ている。しかも私は施政方針でそのことを申し上げたという、今、いわゆるねじれと申しますか、条例がなくて予算案を提出しておるという状況でございますので、ノーマルではない状態でございます。

したがいまして、できましたら、今会期中に再提案をさせていただきたいと思っております。 それが時間的に可能かどうかわかりませんけど、懸命に努力をしてみたいと思っております。そ して、6月までに、もしこのことが解決できなければ、6月の議会で、最悪の場合は取り下げ、 予算の減額をさせていただくということも考えられますけれども、そういう事態は避けたいと思 っている次第でございます。これは申し上げておきますけど、市民病院の医師が悪いということ ではなくて、先ほど申しますように、医局との約束事を私が知らなくて、私が医局との話し合い を行っていなかったということが一番の原因でございますので、その辺につきましては、御理解 をいただきたいと思っております。今回の条例議案取り下げの経緯について御説明をいたしまし た。大変御迷惑をかけました。

○議長(深見 忠生君) 今の件につきましては、予算の質疑の中でもございますので、そのときにお願いをしたいと思います。

日程第1.報告第1号

- 〇議長(深見 忠生君) 日程第1、報告第1号壱岐市人権教育・啓発基本計画の策定についてを 議題とし、これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜 瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 35ページの壱岐市人権尊重のまちづくり推進本部設置要綱についてお尋ねをいたします。

条例の第3条2項に、副本部長は総務部長の職にある者をもって充てというふうに書かれておりますけれども、今回、行政組織の全改を議案として提案をされておりますが、この後、承認されれば、要綱及び構成メンバーについては現時点では別表のほうに書かれておりますとおりなっておりますが、今回の改正によりまして、若干変更があるかと思いますけども、そういった場合の構成メンバーはどのようにかえる予定なのかお尋ねをいたします。

〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。

○総務部長(小山田省三君) 鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

確かに、その御質問のとおりでございまして、こういった組織等につきましては、これに限らず、ほかの分野にも影響をするというふうに見ております。副本部長につきましては、一応総務課長を充てたいという考えを持っております。

なお、それぞれの部長につきましては、担当理事等を、それぞれの職に充てる考えを持っております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 別表の中の病院管理部長は、病院管理監ということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田部長。
- ○総務部長(小山田省三君) そのとおりでございます。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、報告第1号に対する質疑を終わり、これで報告を終わります。

日程第2. 議案第7号~日程第5. 議案第10号

がありますので、これを許します。12番、中村出征雄議員。

○議長(深見 忠生君) 次に、日程第2、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、日程第5、議案第10号壱岐市支所及び出張 所設置条例の一部改正についてまで4件を議題とします。

これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。
 次に、議案第8号長崎県市町村公平委員会の共同設置についての質疑を行います。質疑の通告
- ○議員(12番 中村出征雄君) 人事委員会を置かないすべての地方公共団体は、公平委員会の 設置あるいは他の人事委員会への事務委託が法の定めにより義務づけられております。これまで は、多分県の人事委員会に事務委託をされていたと思いますが、今回、共同設置をすることによ ってのメリットは何か、また公平委員会の職務の内容、あるいは委員の構成、任期等はどのよう

になるのかお尋ねをいたしたいと思います。

また、今回設置される5市以外、他市の状況等がわかれば、あわせてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 中村議員の質問にお答えをいたします。

まず第1点の共同設置のメリットは何かということでございますが、メリットは、市町村行政の効率的運用と経費の節減でございます。平成21年度は公平委員会の総額必要経費は120万円で、共同設置団体で職員数割と均等割に案分をいたしまして、壱岐市負担額は19万7,706円となっておるところでございます。

次に、公平委員会の職務内容の御質問であったと思いますが、これにつきましては、地方公務 員法第46条に基づく勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定、同じく同法49条の 2に基づく不利益処分に関する審査請求及び異議申し立てに対する審査決裁を行うものでござい ます。

3点目に、委員の構成の御質問でございますが、委員構成は、弁護士1名、これは県弁護士会推薦者でございます。それから、県職員OB1名、これは人事委員会経験者でございます。それから、元市町村長または市町村職員OB等1名の3名でございます。選任の方法でございますけれども、選任方法は、代表団体である長崎県市町村総合事務組合、管理者が組合議会の同意を得て選任をいたします。なお、選任に当たっては、事前に共同設置団体と文書により協議をした上で候補者を選定します。共同設置後、最初の委員の任期でございますけれども、1人は4年、1人は3年、1人は2年とし、総合事務組合管理者がくじで定めるようにしております。なお、その後新たに選任される委員の任期は4年となります。

それから、他市の状況の御質問がございましたけれども、現状で単独設置は旧8市、いわゆる 長崎、佐世保、島原、諫早、大村、平戸、松浦、五島市でございます。それから、県への委託が 新5市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市です。それから、町村の10町はすべて県 へ委託をしております。それから、一部事務組合20団体も県へ委託をしております。

以上でございます。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。 次に、議案第9号壱岐市行政組織条例の全部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) まず最初に、報告第1号と関連もするのですが、壱岐市附属機関設置条例の各附属機関や無駄遣いストップ本部等の構成メンバーに現部長枠は担当理事に改め

るのかという点と、また総務部長枠がなくなるので、それは総務課長にかわるのかという点が、 まず1点。

2点目が、現状の今の部長制度と今回4月からかわる担当理事制の違いを、また再度改めて御 説明をいただきたいと思います。特に、決裁の方法やまた責任の所在など、どのようになるのか お尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

第1点でございますけれども、壱岐市附属機関設置条例の各附属機関や無駄遣いストップ本部の構成メンバーに、現部長枠は担当理事に改めるのかと、また総務部長のかわりに総務課長かという御質問でございますけれども、各附属機関等の組織構成員に、現部長職となっているものにつきましては、担当理事を充てるように改正をいたします。

理事については、各部門に置くことができる旨を組織規則で規定をしますが、この4月時点では、総務部門は副市長の直轄ということで考えております。総務担当の理事は置かない予定でございますし、総務部長枠につきましては、一律に総務課長に置きかえるのではなくて、充て職の内容によって個別的に判断をしていきたいというふうに考えております。これは、冒頭の中でも同じような質問があったと思いますが、一応個別的にと。

それから、2点目でございますが、部長制と担当理事の違いは何か、決裁方法や責任の所在についての御質問でございますが、今回の機構改革では、部制を廃止することでございます。しかしながら、完全課制に移行するには、今以上に課の統廃合及び事務分掌の調整を進める必要がございます。したがいまして、今回は、完全課制の移行を前提とした組織編成として担当理事を設置するものでございます。当面の決裁権限及び責任の所在については、現部長と同程度を基本に考えております。

それから、部長と理事の違いの御質問でございますが、職位的には統括課長としての位置づけ を考えております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 鵜瀬議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 今、1点目の質疑の答弁の中で、総務部に関しては、副市長の直轄ということでありました。それに関連しまして、2点目の決裁の方法につきましては、いわば総務部門については、副市長の、もちろん最終的には市長の責任であると思いますけれども、ほかの担当理事と同じような形になるとすれば、副市長の権限によって行われるということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、今回の改正は、いずれ課制になるための移行期間の途中だということですけれども、結

局、考え方としては、従来の組織体制と何らそう変更はないということで理解してよろしいでしょうか。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) これまで合併から5年間部制をしいて業務を執行してきておったところでございます。やはり、事務をスムーズに進めることも大事な1つの要素でございますし、それから、市としては、行財政改革も進めていかなければならないということでございます。総務部だけが理事がいないということでございますが、同じフロア、同じ庁舎におりますので、やはり、その辺は少しでも行革をして改めるというようなことで、このようなことにいたしておるところでございます。(「終わります」と呼ぶ者あり)
- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。
 次に、議案第10号壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) お尋ねをいたします。湯ノ本、那賀、箱崎出張所から今回事務 所に組織改編するということでありますが、特に、合併した場合には住民サービスは低下させな いというのが原則でありましたが、住民サービスは低下しないのかどうか。

また、事務所になった場合に、事務所長は置かれるのかどうか。

そしてまた、壱岐市内で、多分ほかにも今現在事務所があると思いますが、事務所の数が何カ 所になるのか。

以上3点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 中村議員の質問にお答えをいたします。

議案第10号に関する質問でございますけれども、那賀、箱崎出張所及び湯ノ本出張所の名称 は事務所といたすわけでございますけれども、業務内容は、この現3出張所については、今まで どおり行います。

それから、郷ノ浦の各事務所については、JA支所の統廃合により支所が廃止となります。 4月からは市税等の収納事務を行うようにいたしてまいりたいと、そういったところで住民サービスは低下をしないようにいたしたいというふうに思います。

それから、事務所長は置かないのかということでございますけれども、現在も事務所長は置いておりませので、事務所長の配置は考えておりません。ただ、責任の所在だけは明確にしたいというふうに考えております。

それから、事務所の数でございますけれども、市全体で何カ所になるのかということでございますが、全体で8カ所になります。

以上でございます。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇議長(深見 忠生君)** 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び 規約の変更についてから、議案第10号壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正についてまで の4件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、議案第10号壱岐支所及び出張所設置条例の一部改正についてまでの4件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから各議案に対し、討論、採決を行います。まず初めに、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号長崎県市町村公平委員会の共同設置についてに対する討論を行います。討論 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第8号長崎県市町村公平委員会の共同設置についてを採決します。この採決は 起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第8号長崎県市町村公平委員会の共同 設置については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市行政組織条例の全部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第9号壱岐市行政組織条例の全部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第9号壱岐市行政組織条例の全部改正 については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第10号壱岐市支所及び出張所設置条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第10号壱岐市支所及び出張所設置条 例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号~日程第60. 議案第66号

○議長(深見 忠生君) 次に、議案第11号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部改正についてから、議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算についてまで 55件を議題とし、これから質疑を行います。

まず初めに、議案第11号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を 行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。 ○議員(12番 中村出征雄君) お尋ねをいたします。壱岐市のそれぞれ外郭団体が、たしか 4団体かあったようですが、外郭団体の職員についても同様の改正をされるのかどうか、まずお 尋ねをいたします。

また、職員の時間外勤務手当については、1日当たり、勤務時間が15分間短縮されることによって、時間外勤務手当の額が約3%程度、8時間分の15分ですか、率にしますと3%程度増額すると、私は理解しておりますが、そのように理解していいのかどうかお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 中村議員の質問にお答えをいたします。

今回の勤務時間の改正は、1日の勤務時間が8時間から7時間45分になり、15分間短縮するものでございます。始業時、終業時は現行どおりでございますけれども、現在12時15分から13時までの休憩時間を12時から13時までとすることで調整をいたします。

御質問の外郭団体の勤務時間の取り扱いにつきましては、同様の改正を基本とすべきと考えて おります。今後関係部署に周知をしてまいります。

次に、勤務時間を15分短縮することにより時間外勤務手当の単価が3%程度増額するかとの質問でございますけれども、そのような試算結果になります。また、逆に減額する場合も3%ということになります。御質問のとおりでございます。(「終わります」と呼ぶ者あり)

○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。
次に、議案第13号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。 次に、議案第14号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。 次に、議案第15号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。 次に、議案第16号芦辺町定住促進に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑の通 告がありますので、発言を許します。6番、町田正一議員。

○議員(6番 町田 正一君) 議案第16号芦辺町定住促進に関する条例の廃止については、通告をしておりまので、まず、合併してからの5年間で結構なんですが、基本的には5年間居住した者のUターン、Iターン者で40歳以下という条件で多分この定住促進が、実は図られて、私の知り合いも、ことしもうちょっとしたら5年目なんですけれども、これが廃止されるので、実は受給できないという状態になっているんですけれども、まず過去5年間の奨励金の受給状況について。

2番目、受給の資格については、実はもう調べておりますので、ほかのところの町の方は知らないかもしれませんので、一応、受給資格について。

それから、3番目に、この廃止するのに、目的を達成したのでこの条例を廃止するというふうになっていますけれども、意見を述べるのはどうかと思うんですけれども、本年度予算書の中にも、定住促進のために金額は70万円近く、実はつけておられます。これは多分新規の定住促進のための予算だと思うんですが、芦辺町のこの定住促進条例は5年間、帰ってきて1年間で支給できるとか、受給できるとかじゃなくて、5年間きちんと定住、はっきり言えばもうこちらにリターン、あるいは1ターンして5年間という縛りをかけています。一方で、できるだけ人口減に歯どめをかけないかんと言いながら、定住促進のこういった条例は、私はできたら芦辺町だけでなくて、全市の条例として僕はやるべきだと、経常経費が93.5とかなるような、非常に財政が厳しい折、片一方で補助金をふやせというのも、実はちょっと正直言って、自分でも本当にそれでいいのだろうかと思いますけれども、こういった若い、私の知り合いは、奥さんもよそからもらって、子供も2人おって、完全に5年間定住促進で、ことしやっともらえると思ったら、これが廃止になるので、若い人をできるだけ定住の方向に、片一方では、新規の予算をつけて定住促進を促しながら、片一方では、非常に5年間という厳しい受給資格を設けている、この条例の廃止については、僕はどうしても納得できないんです。

だから、質問しておるこの3点について、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) まず1点目の御質問でございますが、実績でございますけれども、 合併後5年間で結婚祝い金が89件、445万円です。それから、就業奨励金が92件、 1,840万円、転入奨励金が77件、920万円、合計で258件、3,205万円を支給いた しております。

それから、内容でございますけれども、結婚祝い金は1件に5万円、就業奨励金は1件につき 20万円、転入奨励金は1件につき10万円、15万円、20万円のコースがございました。 それから、3点目の目的達成ということでございますけれども、いずれも5年間が経過をいた しまして、すべてがこの3月に終了をするということで、一応、当初の目的は達成をしたという ふうに思っております。

それから、今後のことでの御質問がございましたけれども、これは政策的な課題でございます ので、ちょっと私のほうからはお答えは御遠慮させていただきたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 5年間というのは、要するに、旧町時代は、多分合併の申し合わせ事項か何かで芦辺町に関してのこの定住促進条例は、その地域限定なので、市として統一するのであれば、これは目的を達成したから、とりあえず合併して5年たったから、これは廃止するというだけの理由だと思うのですが、先ほど、今総務部長が言われたように、これは実は政策的な判断だと思っています、私もですね。

そこで、市長にお尋ねですが、僕は5年間で3,000万円ぐらいの、結婚、就労、転入について、年齢制限も、例えばお年寄りの人たちがどうのこうのじゃなくて、たしか40歳以下で5年間の居住実績というか、要するに、住民票を壱岐市に移して5年間たって転入奨励金は、たしか満額もらえると思うのですが、これはぜひ市長、私は継続してもらいたいんです。そして、若い世代の人たちが、どんどんどんどんでは高いに来るようにしてもらいたいと思うのですが、この条例について、もう少し壱岐全島の問題として芦辺町だけじゃなくて、壱岐市全体として、この定住促進条例を更新される気はないでしょうか。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- 〇市長(白川 博一君) お答えいたします。

この町田議員が今御質問になっている問題につきましては、合併時に調整をされて、それぞれの町で足並みがそろっていなかったのを足並みをそろえるために、今日までの5年間という時間を要したわけです。やはり、そのことをもって5年前に議論されたことを、今、もう一度そこに立ち返るのではなくて、それはそれとして新しいやはり定住促進の方策を研究せにゃいかんと思っております。旧芦辺町の条例が優れていたから、それを続けようとか、そういうことではないと思っております。それも踏まえた上で、新しい、やはり定住促進について考えなければいけないと思っております。定住促進を図る、1人でも多く在住させなければいけない、この思いは町田議員、それからほかの議員さんもそうでございますが、私も負けないつもりでおるところでございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 要するに、合併のときの申し合わせ事項があるから、これが5年 たっているから廃止になるわけですよね、ぶっちゃけた話。僕は、もちろん定住促進を図らなけ ればいかん、それが確かに結婚奨励金とか、就職のときのお祝い金とか、転入とか、そういう形

でお金を、補助金を出せば定住ができるかとは思いませんけれども、ほかの自治体の状況を見た ら、もう明らかにそれは家1軒プレゼントとか、それこそ壱岐の比じゃなくて、定住促進に努め ているわけです。僕は政策的な判断だと、僕はこれははっきり言って思いますけれども、定住促 進に努めなけりゃいけないと一方で言いながら、この条例を廃止する根拠が、私はひとつもわか らないんです。片一方では、今回の予算書でも、新しい人たちの定住促進を促すために70万円 近くの予算をつけておられます。ところが、壱岐の若い人たちが帰ってくる分の、この補助金の 廃止っていうのは、政策的な方向が全然一致していないんじゃないかと、これはただ単なる芦辺 町がこういった条例があって合併してから5年だから廃止するというだけのことだと私は思って います。これも最終的な市長の政策判断になると思いますけれども、新しい壱岐市定住促進条例 をぜひやってもらいたいと、現に、それは余りにも不公平とも言いません、そこまでは別に僕は 言いませんけれども、補助金を出せとは言いませんけれども、余りにも、去年までは5年間迎え た人は、全部20万円近くもらえて、ことしで5年目を迎える人はもらえないと。もちろん補助 金ですから、期間があるんだからそういう不平等もある程度起こるのはわかりますけれども、私 は新しい定住促進条例をぜひこれを機会に市長のほうにも考えてもらいたいと。特に、若い人た ちが帰ってくる分については、行政としてもある程度温かい目で見る必要があるんじゃないかと。 片一方は、今国のほうも、例えば、漁業とか農業に、Uターンとか、Iターンで、こっち側に帰 ってきた人は、生活費、毎月の生活費も月10万円ぐらい面倒見るとかいうような状況もありま す。ぜひ、市長には僕は考え直してもらいたいと、そして、新しい定住促進条例を、これを機会 に全市的な定住促進条例をつくっていただきたいと思いますが、市長、その最終的な政策判断に なりますけれども、そこのところはどうですか。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 現在、壱岐市において定住促進支援の要綱はあるようでございますが、 今町田議員御指摘のように、条例としてしっかりつくっていかねばならないと思っております。
- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。 次に、議案第17号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 駐車場条例については、この明細の中に1台当たりというのがあります。私は、1区画当たりというのが本当じゃないかと思いますが、1台当たりという、その意味を教えてください。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。

- ○総務部長(小山田省三君) 確かに、そういった表現の仕方もあるかと思いますが、一応、1区 画1台しか入れることができませんので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 10番、豊坂敏文議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 区画と1台は違います。車じゃないんですよ、施設ですから 1区画というのが妥当です。間違いであれば間違いのように認めるのが行政です。
- **○議長(深見 忠生君)** 答弁要りますか。(「要ります」と呼ぶ者あり) しばらくお待ちください。小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 確かにそのような明記がございます。時期を見まして、この辺は修正をしたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(深見 忠生君) 豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 時期を見て修正というよりも、今、訂正でいけませんか。1台当たりというのは、私が何を見て言っているかというのは、議案資料があります。ここの条例の中にはありませんが、議案資料の中に、附則の中にあります。ここにはっきり1台1月というのがあります。1区画じゃないとおかしいです。駐車場は敷地ですから、1区画なら区画ということで、車じゃないんですから。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) これは修正をいたします。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。 次に、議案第18号壱岐市特定地区公園条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、町田正一議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 議案第18号については通告していますので、今度違法状態をなくすために、ゴルフ場の全敷地について勝本総合運動公園に加えてゴルフ場の敷地を市の公園施設にするとなっています。当然、市の公園ですから、公園内での、例えば、こちらの行政側に瑕疵があって、事故等が起こった場合は、基本的に市がすべてにおいて責任を持つということになりますが、その点をまず明確にしてもらいたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 町田議員の御質問でございますけれども、ゴルフ場内には、プレーをする人しか入れません。施設そのものに過失があれば、当然行政が責任を持たねばなりません。次に、プレーに当たりましては、ゴルファー保険というのがあるということをお聞きをいたしております。これは個人の掛け金だそうでございまして、これに加入しておれば、国内どこのゴ

ルフ場に行ってもこの保険が適用されるということもお聞きをしております。よくゴルフをされる方は、こういった保険に加入をされてある方もあるということはお聞きはいたしておるところでございます。

現在、壱岐市は、全国町村会総合賠償補償保険制度というものにかかっておりまして、3万 1,000人の全市民すべてを加入としているところでございまして、これにはスポーツ施設、 公園が自治体施設として保険の対象となっているところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 6番、町田正一議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 僕はゴルファー保険のことを別に聞いているわけじゃなくて、私もゴルフをするのでそれはわかっていますけれども、部長、例えば、公園の子供の遊具についてもだれが見ても、こんなもの安全だと、僕らが小さいころなんかは、それこそジャングルジムでも何でも、今考えれば、ただ非常に今は、当時僕らがやっておったような遊具みたいなのでも、事故が起こった場合は、行政側がすべて責任とらないかんようになっておるとです、世の中の流れとして、それもどうかと思いますけれども。だから、僕が聞いとるとは、要するに、ゴルフ場は市の公園ですよ、公園内で事故が起こった場合、今ゴルフ場はプレーヤーだけしか入らんとか言いましたけど、そんなことはないですよ、別に、ゴルフ場にはゴルフせん人でも、子供たちでも入ってきますから。事故が起こった場合は、これは市の行政の責任として、市有の公園ですから市が対応するのかとお聞きしておるとです。今までは、それはゴルフ場の責任でやっておったんです。そうですね、何か事故があった場合は。今後は、すべて、例えば、ゴルフ場の中、あそこため池がありますけれども、夜子供が入って、ため池で何か事故があったりしたら、それについても市が今後は責任を持ってやらんにゃいかんのかということを私はお聞きしておるとです。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 当然、市の施設として条例を制定するわけでございますから、市が 責任を持たなければならないというふうに理解をいたしております。そのためにも、一応管理に つきましては、万全を期さねばならないというふうに思います。
- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。22番、近藤団一議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) 通告はしておりませんが、一応ゴルフ場にはゴルフのプレーする人だけしか入らないとかいうような、総務部長の答弁ですけども、当然、その市の公園施設となれば、今までにもやっぱり開放の日とかあったじゃないですか、子供の日とか、そういう状況で、いろいろな例えばイベントのとき、例えば、ゴルフ場があいておれば、当然開放の機会がふえると思いますよね。だから、たまたま入って池に落ちてとかいう、それは万全の警備はいいで

すけども、いろいろなイベントで開放されたときは、当然市の責任になるわけでしょ。だから、 今まで以上に、それは倍、3倍やなくて、物すごい数で市の責任がふえてくるわけです。その辺 まで考えて、こういう設定をしたのかどうか、その辺の検討はどの程度されたのかお聞きをした いと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 近藤議員の質問でございますけれども、そこまでは検討はいたしてはおりません。確かに、過去勝本町時代に、ゴルフ場の開放というのはございまして、私も子供と一緒に、あそこの中に入ったことはございます。今後、それは検討をしていかなければならないというふうに思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 近藤議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) 旧勝本町時代じゃなくて、近年も市になってからも何回かあったやないですか、そういうことはないと思いますよ。そして、こういう安全上の管理とかいうことは、やっぱり十分に検討された上で、こういう議案を出されるべきという気がするわけですけれども、こういう状況にする、設定をするべきと思いますけれども、そこがされていないということは、ちょっと問題じゃないかなという気がいたしますが、市長、いかがでしょうか。
- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 御存じのように、この条例の提出をいたしておりますのは、ゴルフ場を 合法的に存続させるために出しておるわけでございます。今御指摘いただいたことについては当 然のことでございまして、今後指定管理者を指定いたします、その中で十分な協議、論議を進め てまいりたいと思っております。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんね。1番、音嶋正吾議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 私も通告はいたしておりませんが、手短かな質問ですので、お答えをいただきたいと思います。

今、壱岐カントリー倶楽部のクラブハウスは、壱岐カントリー倶楽部所有になっておるのではないかと思うわけですね。それで、ゴルフ場全体を指定管理をするために、こうした条例を出してあると思うんですね。それで、例えば、クラブハウスの使用料については、1カ月間6万円以内となっていますね。ということは、壱岐カントリーが使用料として壱岐市に納めるわけですね、これは。壱岐市の所有という形をとるわけでしょ、今後は。どうなんですかね、そこは。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 今まで担当しておりました中原部長に答えをさせますので、お願いします。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。

〇建設部長(中原 康壽君) ただいまの件についてお答えをいたします。

総合公園内の施設ということで、交流センターという名称で公的なものを活用いたしていると ころでございまして、施設自体は、壱岐カントリー倶楽部の施設ではないということを御理解を いただきたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) そうしますと、登記上、壱岐市所有というふうに登記をすべきであると思いますね。仮に事故があった場合とか、不測のクラブハウス内で事故があった場合は、過失責任をどちらが負うのかということになりますので、そこら辺をどう考えておられますかね。名義をきちんと壱岐市にするのか、あいまいなままでするのか、その見解をお聞かせをください。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- ○建設部長(中原 康壽君) あくまでも交流センターという名称でつくっておりますので、壱岐市の所有ということで、管理につきましては、先ほど市長の答弁がありましたように、指定管理者制度を設けた場合、そういった報告の義務づけを行いまして、悪いところは悪いように協議をして修正をするというようなことで、クラブハウス内での事故というのは余りないと思いますが、公的機関ですので、そういったところを管理は市がするということで御理解をいただきたいと思いますが。(「登記をするのかと私は申し上げている、登記に関してですね。壱岐市所有とするのかということのお尋ねをしている」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 公の建物でございますけれども、例えば、学校とかいうのも、登記はされておりません。ただし、それぞれの財産台帳に、明確に登録をされておりますので、市のものであるということは明確でございます。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 今度は、はっきり答弁を願いたいと思いますが、この資料の中に、今度から6万円以内とか、1万5,000円以内とか、以内というのが入っておりますが、今までは条例の中には、その他長が定める場合は、その限りでないというのが一般的にはあるわけですが、以内とされた理由について、明確にお願いいたします。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) ゴルフのプレーなんかは、会員の方、一般の方、それぞれ料金が違うものですから、一応そういったことで以内ということにさせていただいておるところでございます。
- ○議長(深見 忠生君) いいですね。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。 ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

〇議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第20号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。 次に、議案第21号壱岐市こどもセンター条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。 次に、議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。 次に、議案第23号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。 次に、議案第24号壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定についての質疑を行います。質疑 の通告がありますので、発言を許します。6番、町田正一議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 所管の委員会でありますので、どうしようかと思ったんですけれども、まず、今度の臨時特例交付金というのは、基本的に介護従事者の報酬を3%アップするための特例基金だと考えております。ところが、この第6条第1項、第2項を見ると、その一方で介護従事者の処遇向上に充てなければいけない基金、特例交付金が6条の第1項では介護報酬の改定に伴う増額を軽減するための財源に充てる場合とされていて、もう第2項では、その特例交付金の使用目的に、広報啓発、介護保険料の賦課徴収に関する電算処理システムの整備というふうになっておりますが、本来、介護従事者の処遇改善3%、今度一応アップしますけれども、そ

れに充てなければいけない交付金が6条の1項、2項の形で使われるのは、基本的に目的外の使用に当たるのではないかというふうに考えて、質問通告をしたんですけれども、これについてお答え願いたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- **〇保健環境部長(山内 達君)** 町田議員の御質問にお答えをいたします。

介護従事者の処遇改善のための特例交付金を第6条の1、2のために使用するのは目的外の使用ではないかという御質問でございまして、今回、国が平成20年度内に交付をされることになっております介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成21年から23年までの3年間におきまして、第4期事業計画において臨時特例交付金ということで2種類の枠がございまして、基本枠とその他の枠ということに区分をされて交付するということになっております。

それで、議員の御質問の言われたとおりなんでございますけれども、介護従事者の処遇改善を 図ることを目的といたしまして、プラス3%の介護報酬改定に伴って交付されるものでありまし て、それによりまして、介護保険料の急激な上昇の助成金の役割も果たすということになると考 えております。

それから、条例第6条の基金の処分できる場合として、(1)で、市が行う介護保険にかかる 第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合となっておりますけれども、介護保険料に3%を充てるということによりまして、その報酬を受けた介護施設が、その業務に携わるのは当然ケアマネさんとか、ヘルパーさんになるわけでございますけれども、介護従事者の報酬に対して、最終的に反映をさせていくということのシステムと考えていただきたいと思っております。

それから、(2)でございますけれども、先ほど申し上げましたその他の枠というのがございまして、特例交付金の中には、広報啓発、それから賦課徴収、それから電算といったような費用にも使えるとなっておるわけでございますけれども、これについては、交付金の事務を取り扱う上で、最小限必要な経費に充てるものとして全体交付額の約1割でございますけれども、基本額以外の、その他の枠ということで国のほうから交付するとなっております。

なお、参考までにちょっと申し上げたいんですけれども、この介護保険臨時特例基金条例については、国から示されたモデル案により提案をさせていただいております。内容については、以上のような内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(深見 忠生君) 町田議員いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号壱岐市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員(12番 中村出征雄君) 私の認識不足かもしれませんが、お尋ねいたしたいと思います。 別表の44項、指定地域密着型サービス事業者、それから、45項の指定地域密着型介護予防 サービス事業者とありますが、初めて私もこの言葉を聞くわけですが、どういった事業者のこと かお尋ねをいたしたいと思います。

また、次に、今回指定して、その次には更新の手数料も上がっておりますが、何年にしたら更 新しなくてはできないのか、以上2点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- **〇保健環境部長(山内 達君)** 中村議員の御質問にお答えをいたします。

4 4 項、それから 4 5 項、それから更新の申請はという御質問でございますけれども、指定地域密着型サービス事業者のことでございますけれども、高齢者の方の中に中度、重度の要介護状態になった場合でございますけれども、可能な限り住み慣れた自宅、それから、その地域で生活を継続できるようにするために身近な市町村で提供されるサービスのことでございます。

これは、18年度の第3期事業計画によりまして、新しく導入をされておりまして、業務内容は、全部で6種類の介護がございます。新指定地域密着型予防サービス事業者のことですけれども、前者とちょっと違うところでございますけれども、これは、要支援者に対する介護サービスだけをする場合の事業者と考えていただきたいと思っております。指定地域密着型サービス事業者の具体的な事業内容でございますけれども、6項目ございまして、そのうち3項目、夜間対応型訪問介護、それから、地域密着型特定施設入居者生活介護、それから、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のこの3つが密着型サービスということになります。

それから、密着型サービスと、介護予防サービスの双方でできる事業というのが、さらに3つ ございまして、小規模多機能型居宅介護、それから、認知症対応型共同生活介護、それから認知 症対応型通所介護がございます。

それから、次に、更新の期間のことでございますけれども、6年ごととなっております。 以上でございます。

- **〇議長(深見 忠生君)** 12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 大体わかりました。また細かなことについては、直接の所管委員会の、厚生関係でありますので、そのほうでお尋ねをしたいと思います。
 終わります。
- 〇議長(深見 忠生君) 次に、13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) これは、当初の御説明では、県からの権限移譲ということでし

たけれども、サービスの事業内容につきましては、今中村議員の御説明でわかりました。現在の ところ該当件数は何件で、手数料の見込みはどれぐらいあるのかということです。そして、また 認定等については、市の判断でできるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- ○保健環境部長(山内 達君) 県からの権限移譲のようだが、指定地域密着型サービス事業とは何かという、それから手数料の見込み額と件数という御質問でございまして、現在1施設が壱岐にございます。その施設が更新を迎える期限は、平成23年度になりますので、そのときに更新手数料が8,000円必要ということになります。新規については、今のところ該当するような動きはあっておりません。新規の場合は、1万2,000円が許可手数料となっております。認定は、市のほうで行います。以上でございます。
- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。 次に、議案第26号壱岐市介護保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。 次に、議案第27号壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の 通告がありますので、発言を許します。21番、市山繁議員。
- **〇議員(21番 市山 繁君)** お尋ねいたします。

私は、この壱岐全体の観光として、イルカパークには、非常に関心を持っているわけですけれども、この目的の中で、新たにイルカとの触れ合い体験を始めるために当たって、入園料及び体験料を改め、その中で体験しようとする入園者は1,000円以内で市長が定めるかってなっております。そうしたことで、料金を取るには、その価値と、それからその魅力が必要と思っておりますが、具体的に、これは検討されてからの条例改正であるかどうか。

そして、先ほど話しがあっておりました、以内というのは、どうもあいまいでございまして、これは上限と思っておりますけれども、大体500円とか、800円になると思いますが、その内容、入園と体験をあわせて1,000円以内なのか、入場券と体験料と別々に希望されるのかどうか、そして、団体の場合は時間帯のこともございます、イルカの頭数も少ないので、その対応、人数制限をするのかどうか。そして、入園料は、現在大人1人200円で、午前と午後で2回、飼育係かインストラクターがえさを与えておるときに、少し芸を見せて楽しませておりますが、それにかわって体験者がえさをやりながらイルカをさわって触れ合うのか。そして、触れ

合い体験料は、えさ代を含めての料金なのか、別料金なのか、そして、日常飼育係から与えている分量を、それにかわって体験者が与えるのかどうか。そして、この条例が公布の日から施行するとなっておりますけれども、内部的には対応ができておるのかどうか。そして、予定としていつごろになるのか、観光シーズンに間に合うのかということをお尋ねいたしたいと思っております。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 市山議員の御質問にお答えいたします。

条例改正で体験料といたしまして1,000円以内ということで、今回上げさせていただいております。現在の用意しておる体験メニューは1つでございますが、今後、ふやす予定がございますので、規則の中でその体験料を決めるということで別に定める体験料を納付するという形で設定をいたしておるところでございます。

それから、体験料と入園料との区別でございますが、現在、入園料につきましては、大人が200円と子供が100円ということで取っておりますが、現在考えておる体験料につきましては、御指摘のとおりイルカショーが10時と12時と14時と16時に15分程度トレーナーの努力によりまして行われているわけでございますが、体験申込者については、別途特設ステージにおいてイルカのえさやりやイルカショーを近くで解説つきで見学をするようにしております。そのショーが終わりましてから、その体験者等につきましては、みずからえさやり体験、その後、訓練されたイルカがステージに上がるイルカもございます。それからまた、顔をそばによるイルカしかだけないイルカもございます。そういうイルカに対する触れ合い体験を、イルカたちの触れ合い体験を計画いたしております。えさ代を含めてということでございます。1回当たりには6人程度を予定しております。特に子供等を優先に考えているところでございます。イルカショーができるイルカは、現在、このタッチ体験ができるイルカは3頭程度で対応をする予定でございます。それから、これにつきましては、現在の予定では4月1日からこの体験を開始する予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 市山繁議員。
- ○議員(21番 市山 繁君) それでは、3頭は、もうショーができると、調教されておるということですね。そして、えさ代もそれを含めてということですが、えさ代が、今よりも量がふれるとやないですか。それをお尋ねいたしたいと思っておりますし、それだけ料金をもらうわけですからいいわけですけれども、4月1日から施行されるには、それだけの十分な対応をして、やはりその魅力のあるものにせんと、行ったばってん大したことなかったというようなことがないように、これが長く続くようにせにゃいかんと思っておりますし、より以上に、イルカ等さわ

りながら、そして、また泳げるような施設も必要と思っていますので、その点をしていただきたいと思っていますが、いいでしょう、それでは何かございましたらひとつ。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- O産業経済部長(山口 壽美君) イルカ体験につきましては、現在訓練をいたしております。 4月1日から実施できるようにはなっております。えさやりでございますが、そのえさにつきましては、ある程度1日のえさの量というものをトレーナーのほうで決めておると思いますので、 その辺は、その体験の人数等によりまして、えさの配分はしていくものと思っております。 以上でございます。
- ○議長(深見 忠生君) 次に、12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 1点ほどお尋ねしたいと思いますが、この条例では、先ほどお話しがありましたイルカの体験料の納付については、別に定める額を体験料として納付するとなっておりますが、入園者の方については、6条の1項で別表に定める額となっておりますが、わざわざ別に定める額にしなくても、別表で定められないのかどうか、この1点だけお尋ねをいたします。
- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 中村議員の御質問にお答えいたします。

現在、条例でイルカパーク入園料を大人200円、子供100円と定めておるわけでございますが、この条例の中に体験料を組み込めないのかという御質問でございますが、体験につきましては、先ほども申し上げましたように、現在は、タッチということで1つの体験を予定をしております。現在の予定では、入園料が安いものですから、全国の料金をかんがみまして、体験料といたしましてタッチの場合は、子供800円、中学生以上が1,000円ということで定めております。

今後イルカと泳ぐ体験とか、いろいろな体験メニューを考えたいと思っておりますので、この体験メニューにつきましては、条例で定めますと、その都度条例改正が必要になりますので、規則で定めて体験料をしたいと思っておりますので、こういう提案にさせていただいております。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 次に、13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 体験の内容につきましてはわかりました。今回の体験の見込み数はどれぐらいなのかということと、イルカの現在の頭数についてお尋ねいたします。
- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

体験者数といたしましては、21年度は350人程度を予定して、収入といたしまして、

21年度予算で30万円計上いたしております。現在のイルカの頭数は、壱岐のバンドウイルカが5頭と和歌山のバンドウイルカ4頭の計9頭が飼育されております。

以上でございます。(「終わります」と呼ぶ者あり)

- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 10番、豊坂敏文議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 先ほど12番議員からも話しがあっておりましたが、どうもこの料金体系の中に、ここで以内というのが別表で定めれば一応大人、今入園料と一緒に、体験料も別途で定められるわけですが、1,000円以内ということであれば、大人と子供と違うという形の中であれば、入園料の中に別表で一緒に条例改正できると思います。で、こういう1,000円以内ということであれば、例えば、50円で入園される人もおるとかという話しがあるわけですが、そこは7条の中に、この軽減措置はあると思いますが、わざわざ6条の2に、これだけ明言することと、あるいは別表で定めるというのはどこでどういうふうに相違があるかお伺いをいたします。

それから、今部長は1日に何名という話しも、大体1回に6人という話しがあったんですが、 救急用具等のこれは準備はされているのかどうか、その点お聞かせ願います。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 豊坂議員の御質問にお答えします。

条例改正の中で6条の2として、入園者は1,000円以内で別に定める額の体験料を納付しなければならないとなっておるが、これについては、別に定めないで条例の中で入れて、きちっと明確にすべきじゃないかという御質問でございますが、先ほどもちょっとお答えいたしましたように、体験料につきましては、今後行うことについては1,000円以内ということで考えております。そして、体験につきましては、現在触れ合いタッチを1つ考えておるわけでございますが、今後イルカと泳ごうとか、いろいろの体験メニューの予定を考えていくところでございます。そういう状況の中で、先ほども言いましたように、条例で明記いたしますとその都度変更が生じますので、別途規則で設けさせていただきたいと思って、そういう提案にいたしております。それから、体験の6人に対する安全用具についてはそろえております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 10番、豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 何か質問内容がわかっていないような考え方をしておるわけで すが、もう1回質問をします。

6条で、まず1項に入園料は別表で定めるというのがありますよね、条例にあるから言っているのですが。資料を見てください。2の中には、わざわざここで入園者は1,000円以内、

1,000円以内というのは抽象的じゃないですか、ここで別表が1入園料が別表であるなら、この2のほうも別表で子供は800円で大人は1,000円、ただ1,000円以内というのが、えさが1匹しかない場合もある、あるいは3匹、あるいは5匹、そういう場合で料金体制を決めてあるなら別ですよ。だけど、子供と大人の差だったら、はっきり6条の1に別表であるならば、2のほうもはっきりその別表で書けば、規則で書けとは、提示をせろって言っていないんですね、規則じゃないんです。条例にあるから、条例の中の別表でいいんじゃないですか、はっきり明確をしたほうがいいんじゃないですかということを言っているんですが、その点どうでしょうか。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- ○産業経済部長(山口 壽美君) 豊坂議員御指摘のとおりに、今回触れ合いタッチということで、現在のところ大人1,000円、子供800円ということで計画をいたしております。これを条例に載せれば、それだけで済むというところでございますが、先ほども申しましたように、この体験につきまして、今後メニューをふやす予定にしておりますので、そのメニューをふやすときに体験料につきまして金額の料金体系が変わるということでございますので、この体験料の料金につきましては、規則で設けたいということでいたしております。
- 〇議長(深見 忠生君) 豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) どうももう1回言わんといけんですかね。市長、考え方を。ただ、これは今部長が言われるように、ドルフィンは1,000円じゃやれんとですよ、ドルフィンやる場合、以前は4,000円取ったんですよ、リース料からいろいろあります。ウエットスーツから全部あります。ただ、1,000円でドルフィンやれとは言いよらんとですよ。体験料、今言われたえさの給仕、これを自分で入園者がやるという体験、これはわかります。ただ、子供が800円と、それから大人1,000円とすれば、ここの1,000円を外して別表の中に入れたほうがようないですか、それだけ言いよるとです。市長お願いします。
- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 豊坂議員の御発言のように、ここであえて1,000円と入れることが 適当かということについては疑問に思っております。研究をさせていただきます。
- **〇議長(深見 忠生君)** ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 基本的に、僕はイルカのえさやりなど、そげんとはどうせイルカなんか1日にえさは要るとですからね、こんな別に今のままでいいじゃないですか。何で新たに、例えば、さっき豊坂さんが言うように、イルカのドルフィンで数千円かかるという形のやつが出れば、メニューとして、それはそのときに、新たにまた数千円の、例えば、4,000円とか5,000円でもやれないというんだったら、そのときにやればいいんで、そのたかがえさやりだの、ステージに上がってイルカの頭なでるぐらいで、別途に金取るなんかいうのは、もう基本

的に何ば考えとるとかと、例えば、年間30万円ぐらいしか収入が上がらんような、体験観光のメニューぐらいだったら今のままでいいじゃないですか、それより人がふえたほうがまだいいですよ。僕は基本的にこんなものは必要ないと思っています。市長どうですか、これも政策判断になりますけど。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) イルカというのは、先ほどから議員の御発言にもありますように、非常に魅力ある観光スポットでございます。したがって、これ私はドルフィンの触れ合いというメニューをふやしていけば、私は相当な人間が来てくださると期待しているわけです。

そういう中で、これを最初から、無料、だれでもいいよとなれば、これは大変なことになりますし、イルカに対するストレスも大変なものでございます。ですから、ここはやはり、最初からイルカと触れ合うというすばらしい体験ができるわけですから、大いに金を取らせていただきたいと思っております。

- 〇議長(深見 忠生君) 町田正一議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 基本的に、さっき豊坂さんが言ったように、イルカと例えばフィンをつけて一緒に泳ぐとか、そういう体験だったら、確かにもう1,000円ではやれんとですよね、基本的に、僕も1,000円でやれんと。大いに体験型のメニューも、僕もどんどんこれはふやしてもらいたいと。ところが、今現実にできることは、例えば、ステージに上がってイルカの頭なでるとか、イルカにえさやったりするぐらいのことしか、今現状ではできんわけでしょ。だから、1,000円とかいうような、こういった安い料金設定がされておるわけでしょ。それで、年間収入見込みが、年間30万円でしょ、それだったら別に金上げる必要ないっちゃないですか。新たにメニューが出てきたときに、別途またそれは料金体系として出せばいいっちゃないですか。なぜ今僕は、これを出されているのかがよくわからない。
- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) これは、町田議員と私の認識の差があるわけですけど、イルカと直接タッチするというようなことは、これはなかなかやれんわけですよ。私は、町田議員の感覚だったら、たったそのぐらいのことかとおっしゃるかもしれんけど、私はすばらしいことだと思っているわけです。ですから、相当値打ちがあると思っております。

ですから、もっとメニューがふえれば、それなりのもっと高いメニューもふえるかもしれませんけど、今観光客は、イルカを見に来るだけでも人気があるわけですから、これにタッチとか体験がふえれば、もっとふえることを期待したいと思いますし、私の感覚は、イルカにタッチできるというのは、めったにできないことなんだと、貴重な体験なんだという感覚でございます。

〇議長(深見 忠生君) 町田正一議員。

- ○議員(6番 町田 正一君) 市長、別に認識の違いじゃなくて、別にイルカに触れることが、 私は別につまらんことだとも何とも思っていませんよ。えさをやることもつまらんことだとも思っていません。子供たちにとっては、すごいそれは貴重な体験になると思います。だからといって、えさをやるとか、イルカの頭をなでることにそれをまた体験として、別途触れ合いとかいうことで、なぜ1,000円を取るのかと、なぜ1,000円を取るのか、僕はそれがわからんと。今のままでいいじゃないかと、年間30万円ぐらいの収入にしかならんのだったら、別に、それで今来ておる人たち全員に触れられるわけじゃないでしょ、現実には。例えば、ショーごとに6人とか、7人とか、だから、ほかのところでもみんなそうですよ、何人かえさやりの体験とか、子供にやらしたりとかするんです。別に今のまま、だから、値段設定は、僕は今のままでいい、そして、できるだけ多くの人に来てもらったほうが、僕ははるかにそのほうがインパクトがあるのではないかと言っているんです、年間30万円ぐらいの増収にしかならんのだったら。
- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 水かけ論になりますけど、私は無料にしたら、来た人は全部さわると思うんですね。全部さわると。私はそこに金額の高い低いはあるかもしれませんけれども、ゼロでタッチするとなると、これは負担が相当なものになると思います。

それと、今町田議員がおっしゃっているのは、島内の小学生、中学生を考えていらっしゃるのではないかと、子供を考えていらっしゃるんじゃないかと思うわけです。ですから、例えば、島内の子供というようなことであれば、それには軽減措置とかも考えられますけれども、一応原則としては、やはり有料だと、これはぜひさせていただきたいと思っております。

- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。赤木議員。
- ○議員(24番 赤木 英機君) 料金のほうでもめているようですが、私はイルカに詳しい学者にお聞きしたら、本来、ああいう芸をさせたり、人が当たるということはストレスがたまって、長生きできんそうですよ、本来はじっと寝せておくのが一番いいそうですが、ですから、やはりイルカにそれだけリスクを負わせると長生きしないし、今後また継続していくには、また次の導入も考えにやいかんわけですね。ですから、その点やはりお客さんが喜ばれるならやはり料金も取ってしかるべし、そうしないと、早く言えば、もう人間のためにイルカはいい迷惑ですよ。私は学者からお聞きしました。それだけ言っておきます。終わります。
- **○議長(深見 忠生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。 次に、議案第28号壱岐出会いの村条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告が ありますので、発言を許します。13番、鵜瀬和博議員。 ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 今回、出会いの村の条例の一部改正の内容については、海釣りいかだを出会いの村と一体的にするということで条例の改正がされるようですが、海釣りいかだの昨年度の利用実績はどれぐらいだったのかお尋ねをいたします。

もう1つは、ことしの3月31日まで、たしか指定管理者制度で指定管理をされておったと思 うのですが、今後出会いの村に一体化する場合に、そのこれまでの指定管理委託料が出会いの村 の委託管理料に追加されるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

海釣りいかだの昨年度の利用実績は、学生が267人、一般が696人の計963人でございます。

続きまして、委託料は追加されるのかということでございますが、現在、水産課から指定管理 委託料12万円を支出して出会いの村に委託管理をしておるわけでございますが、また反対に、 出会いの村から使用料として12万円をもらっておる現在の状況がございます。こういう状況か らいたしまして、新年度から出会いの村へ支出を追加するということはございません。 以上でございます。

- **〇議長(深見 忠生君)** 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。
 - [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。 次に、議案第29号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。 次に、議案第30号壱岐市水道事業給水条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。
次に、議案第31号壱岐市文化財展示館条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。
次に、議案第32号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

- ○議員(12番 中村出征雄君) 1点だけお尋ねいたしますが、この条例の改正によって、年間何回程度の業務の回数を見込んでおられるのか、1点だけお尋ねをいたします。
- 〇議長(深見 忠生君) 山内病院管理部長。
- **〇病院管理部長兼病院事務長(山内 義夫君)** 年間15回を見込んでおります。30万円を見込んでいます。
- **○議長(深見 忠生君)** 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第32号の質疑を終わります。 次に、議案第33号財産の無償譲渡についてから、議案第39号財産の無償譲渡についてまで 7件を一括して質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。20番、瀬戸口和幸議員。
- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) 議案説明では、一応構造改善事業で着手した財産で耐用年数が来たので、いわゆる譲渡するということだったので、それから受けますと官主導でやったようなことは、わかりますかね、意味が、市側として譲渡する、地元、これを受ける側からの要望じゃなかったというように解釈されるのですが、そこの点はどうなっているのか。

それから、譲渡した後の維持費ですけれど、光熱水道料等については受けたほうが出すんだと 思うのですが、事後の補修費等はどうなるのかということと、あと、これを財産を受けるわけで すから、固定資産税等はどうなるのかなということで、要らないのかなと思っているのですが、 その点、以上、二、三点、質問をいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- ○産業経済部長(山口 壽美君) 今回の33号から39号の財産の無償譲渡でございますが、33号につきましては、野菜の集出荷施設で芦辺町のときの施設でございます。これにつきましては、芦辺浦会の土地に市が地元の野菜農家の方が、芦辺浦に来られて野菜販売をするということで、それの部屋として野菜の直販施設として建設をいたしておったところでございます。そこにつきましても、先ほどの御指摘のとおりに、耐用年数が来て財産処分の制限期間が超えたということで、地元からも払い下げの要望がございます。現在、野菜を売られる方は9人ございます。それから、あと浦会の倉庫としても利用されておるところでございます。そういう状況の中で今回払い下げるところでございます。

3 4 号から 3 9 号につきましては、地元公民館というところでございますが、それを農林水産省の補助事業の新農業構造改善事業で郷ノ浦町が事業主体と建設されております行政財産となっておりますが、同事業で芦辺町、石田町の同事業につきましては、補助金で建設されており、建設時から地元で管理されている状況がございます。こういう状況から今回耐用年数が過ぎ、財産

処分制限期間が経過いたしましたので、管理委託者へ譲渡し、今後保守保全につきましては、地 元公民館で行ってもらうようにいたしております。

それから、固定資産税の関係でございますが、これは他の公民館と一緒でございまして、一応 課税はいたしますけれども、毎年減免申請により全額免除するような形になっております。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 瀬戸口議員。
- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) わかりました。保守維持管理については、もう受けたほうが負担するということですね。

それで、固定資産の場合ですけど、一応、今の説明では、減免申請があればということで、申請をしなければそのままという解釈ですかね、ということになります。

それから、このような財産無償譲渡の、先々まだ結構施設があると思うんですね。その付近を 通告はしておりませんでしたけど、どの程度あるのかということと、あと今構造改善事業でやっ たということで、これに類するのが老人憩いの家とか、集落センターとか漁民センターとか、そ のほかあるんですが、通告はしておりませんでしたけど、固定資産についても同じような取り扱 いになっているのかどうかということで質問をいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** ほかに同類の施設があるかという御質問でございますが、構造 改善事業で建設をいたしまして、市の所有になっている集落センターにつきまして、今回の譲渡 以外に郷ノ浦町で3地区にございます。

それから、芦辺町、石田町にはございません。勝本町に青年婦人の家というのがございますが、 これについては、ちょっとまだ絶対公民館としてつくられたのかというのが確実に把握しており ません。

それから、漁民センター条例の中で、漁民センターとして6つございます。これにつきまして も、公民館目的で漁民センターとして建設されたということでございますが、これにつきまして は、耐用年数がまだ来ておりませんので、今回の譲渡の対象にはなっておりません。

固定資産税につきましては、現在はかかっていないと思っております。 (発言する者あり) 固定資産税につきましては、先ほど申しましたように、税務課に問い合わせましたところ、課税をしておるけれども、各公民館等毎年減免申請により全額免除しているということでございますので、この手続を毎年していただくという形になろうかと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(深見 忠生君) 次に、12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 1点だけ確認したいと思いますが、7件中3件は建物、土地の 譲渡になっています。あとの4件のうちの33号について土地は芦辺浦会の所有ということでわ

かりましたが、ほかの3件については、土地については公民館の所有であるのかどうか、この 1点だけ確認をいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 中村議員の御質問にお答えいたします。

35号につきましては、地縁団体認可をとった地元公民館有になっております。36号につきましては、法人の土地になっております。37号については、個人有地になっております。いずれも、その地元の公民館等々、それから、現在では市と契約をしてお借りをしているという状況でございます。今後は、その地元公民館とその建物がある間の賃借契約をして継続をするという形になろうかと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) わかりました。個人所有の分については、現在市との契約をしておるということですが、その分は、有償か無償かについて、その1点だけ再度お尋ねします。
- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- 〇産業経済部長(山口 壽美君) 現在、無償でございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 次に、13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 私の通告についての答弁はいただきましたので結構です。
- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 3番、小金丸益明議員。
- ○議員(3番 小金丸益明君) 一応確認のためにお伺いいたしますけれども、33号以外は、地元公民館として今利活用されておる状態だと思います。現物を見ておりませんが、33号について、私の地元ですから確認の意味で伺いますけれども、地元要望もあったということで、その動きをされて33号から39号まで同条件で無償譲渡ということが、今提案されておるわけですけれども、この33号につきましては、今もその野菜の直販所として部長答弁のとおり活用されているわけで、合併直後に、その補強として、ある程度の金をかけて補修していただきまして、もう少しは現状のまま利活用できると思います。で、今、地元要望もあって譲渡するということで、地元としては前向きな対応として喜ぶべきとは思いますけれども、後年、5年、10年先に、この施設が腐食等々でその後の利用が難しくなったときに、その廃棄、撤去料等々の助成は現段階ではどのようにお考えかお伺いをいたします。
- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 現在、野菜の直販施設として利用をしているわけでございますが、譲渡条件としても、これをある程度は継続させていただくということで、固定資産税等の免

除等に該当するかと思っております。あと施設も結構広いところもございますので、いろいろ有 効活用されて改修費用等の積み立てになるような利活用も考えていただきたいと思っております ので、現在のところは解体費用等について市が見るとか、そういうことは考えておりません。

- 〇議長(深見 忠生君) 3番、小金丸議員。
- ○議員(3番 小金丸益明君) 33号が地元ですから、一応確認の意味でお伺いしよるとですけれども、34号以降39号までは地元公民館として活用されておるということで、壱岐市内のその他の公民館につきましても、老朽化等々された場合は、自力で解体撤去されるものと認識しておりますが、芦辺浦の場合、鉄骨で建物自体も相当大きゅうございますし、僕は後年この問題が発生するんじゃなかろうかと、今危惧をしているわけですね。部長は、33号から39号、一律の御答弁と思いますが、政策的に市長にお尋ねしますけれども、行政が建てた建物を地元要望もあって無償で一応譲渡するということで、あとは知りませんよというのが行政の正当な立場かもしれませんが、後年、そういうことが発生した場合、それでも地元負担ということでお考えでしょうか、その点だけ市長の答弁をいただいて終わります。
- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 何でも形あるものはなくなるわけでございますけど、そういう状況が生まれることは十分考えられるわけですけれども、将来のことについての言及は、私今のところではできないとは思っておりますが、やはり、今おっしゃるように、この34号以下の地元公民館という性格とこの33号の公共性っていうのは違うと思って認識をしております。

ですから、この施設の芦辺浦という、その所有者も公共の組織がございますね、芦辺浦会という組織、そして、この建物は芦辺浦会を離れた、諸吉地区、あるいは深江地区からの方々がお店をしていらっしゃるというようなことで、非常に公共性が高いと思います。ですから、恐らく一律の考え方ではなくて、そういう公共性を考えたところでやはりそういった問題には対処しなければいけないんじゃなかろうかという気がいたしております。

そしてまた、今沈静化いたしましたけれど、今後、骨材等が物すごく高騰して、それに十分対応できるようなこともあるかもしれません。ですから、その辺も含めて、将来のその時点での行政にゆだねたいと思っております。

私の今の考えはその考えでござます。

- ○議長(深見 忠生君) そういうことでいいでしょうか。小金丸議員。
- ○議員(3番 小金丸益明君) 市長のお考えはありがたく拝聴いたしましたけれども、市長が言われるように、公共性が物すごくあるわけですね。と同時に、裏返せば、責任の所在がはっきりしてないわけですよ、公共性が高いだけに。浦会に譲渡されますけれども、浦会の組織自体が、公民館より大きいもので、いざ補修とか、云々言うても浦会も財源的にそう持ちませんので、後

年そういう問題が発生することも十分考えられますので、産経部長、ぜひ今の答弁を覚えておってください、市長も。よろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第33号から議案第39号について まで7件に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後 0 時07分休憩

午後1時00分再開

○議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第40号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定についてから、議案第45号筒城 浜ふれあい広場の指定管理者の指定についてまで6件を一括して質疑を行います。質疑はありま せんか。20番、瀬戸口和幸議員。

- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) この5件の指定の期間を見ますと、1件、43号だけ国民宿舎 の壱岐島荘だけ期間が2年なんですよね。特に、何か理由はありますか。
- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- ○産業経済部長(山口 壽美君) 瀬戸□議員の御質問にお答えします。

壱岐島荘の指定管理を2年といたしたことにつきましては、指定管理のあり方について新たな 形で検討したいということで2年間ということでいたしております。

- 〇議長(深見 忠生君) 瀬戸口議員。
- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) ということは、ほかのに比べて要検討事項があるということで 2年間にしたということで解釈してよろしいですね。
- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 経営形態等につきまして、他の施設と違いまして、民間等での経営等もそういう状況もいいんじゃないかというところで、検討したいというところで2年といたしております。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第40号から45号についての6件

の質疑を終わります。

次に、議案第46号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。 次に、議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。質疑 の通告がありますので、これを許します。1番、音嶋正吾議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 2点ほど通告いたしておりましたのでお尋ねをいたします。

29ページ、5款、21項、2目、13節、タイワンリスの捕獲対策の予算が平成19年度は973万円予算化されておりました、そして、平成20年度も973万円ですね。といいますと、1頭当たりの捕獲報奨金が800円と承っております。そして、今回475万円減額補正をされておりますが、そうしますと、捕獲したのが6,225頭に値するのではないかと考えますが、一応、捕獲の効果が上がって、現時点でタイワンリスが減少したというような認識をすべきなのか、それとも、生態系がかわって、今まで捕獲していた地域外に生息している可能性があるのか、その件に関して、まず第1点目のお尋ねです。

そして、第2点目は、31ページの6款、1項、4目、19節、壱岐市観光協会補助金交付金が減額補正179万円になっております。この減額補正に至った主たる要因についてお尋ねをいたします。そして、壱岐市においては、政策企画課におきまして、いわゆる政策評価をされて、その結果を次年度の予算編成に取り入れておると、市長の所信表明の中でもございましたし、前年度と同様の事業を継続して執行することはなくというふうに、かなり踏み込んで精査をして予算化をしてあるように承っておりますので、この2点、観光協会の減額に至った主たる原因をお願いをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初、タイワンリスの捕獲の関係でございますが、タイワンリスの予算につきましては、 駆除の報酬のほかに、資財購入や農協に対する処理費用等も含まれております。捕獲実績でございますが、平成18年度が9,352頭、19年度は4,338頭でございます。20年度予算におきましても9,000頭の捕獲の計画をいたしておりましたが、2月末の捕獲実績では3,861頭で大幅に計画を下回っております。現在の減額補正では、おおむね4,000頭を捕獲するような予算にしております。

この理由といたしましては、今までは勝本町で多く捕獲されておりましたが、20年度は勝本町が1,040頭減の2,050頭、半面、芦辺町は530頭増加で1,770頭になっておりま

す。郷ノ浦町が19頭、石田町22頭で、若干増加をいたしております。芦辺町でいきますと国 分方面、それから谷江方面、それから住吉方面等で捕獲をされております。このようにタイワン リスの分布の拡大がございますが、全体的には捕獲実績として減少をいたしておりますが、これ が本当に減っているのかどうかっていうのは、まだ現在確実なところはつかめておりません。い ずれにいたしましても、捕獲をやめれば、被害は拡大するため、今後も市民の皆さんと一丸となって捕獲に取り組みたいと思っております。

続きまして、2点目の壱岐市観光協会補助金の減額につきましてでございますが、今回 179万円の減を計上しているわけでございますが、これにつきましては、県の補助金を見込ん だPR事業を実施する予定でございましたが、協会内部等の問題等ございまして、補助金を申請 するまでに至らなかったということで、今回減額補正をいたしております。

政策評価でございますが、19年度の観光協会の政策評価でいきますと、総合評価Bという判定をいただいております。これは事業の進め方や改善の検討という指摘を受けております。これにつきましては、達成度とか、効率性が十分でなかったというところが指摘を受けております。

これにつきまして、20年度予算につきましては、前年度並みということで予算はついておりました。今回179万円の減でございます。21年度予算につきましては、どうしても、壱岐の現在の状況を考えますと、交流人口を高め、壱岐の経済活性化を図るということでございます。この効率性達成度につきましても、県の観光連盟、観光推進本部、それから、壱岐市といたしましても、各課の連携をとって、壱岐市をPRするということでございまして、21年度予算につきましても、同額を計上いたしております。

それから、プラスといたしまして、筒城浜開発でございますが、これにつきまして、石田町が製作をして、石田町観光協会に委託されてあった海の家があったわけですが、これにつきまして老朽化をして、現在の状況にあっていないということで、新たな形で海の家、筒城浜の海水浴場のPRを図る形でのリニューアルということで、観光協会から2,000万円の事業計画がございましたので、壱岐市といたしまして1,000万円助成をしまして、筒城浜周辺の観光開発を図るということで20年度予算に対して21年度は1,000万円の増をいたしております。

以上でございます。

〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。

○議員(1番 音嶋 正吾君) 1点目のタイワンリスの捕獲に関しては、生態分布がかなり広範に及んでおるということでございますので、やはり勝本町のみならず、他の3町にも、捕獲はこうして、こういうふうにしてするんですよというふうに啓蒙をしていただきたいし、早くそれを絶滅させるようにしなければ、農作物とかに及ぼす影響が甚大になりますので、ひとつ捕獲強化に、さらに努めていただきたい。このことを要望いたしておきます。

そして、2点目の、平成21年度の予算に関しては、予算特別委員会で承りますので結構でございます。

しかし、私がここで申し上げたいのは、事業計画にのっとって補助金、交付金というのは交付されるべきではないかというわけで、例えば、市側が観光協会に物理的に、去年であれば2,200万円の予算を流した、そしたら、あとは観光協会がするからということで、行政とちょっとかけ離れた面がありはしないかと、やはり、一体になって観光協会と行政が一体になって、初めて相乗効果があらわれると思うんですね。ですから、今のようにやれば、観光協会に金をやっているから、観光協会が運用するからというような、そうした考え方では、私は壱岐の観光の発展は望めないというふうに考えております。

そして、いろいろな分野に観光予算が出ております。この2,200万円以外に、いわゆる原の辻のプレ企画、あと2回ほどありますね、それとか、もろもろの補助金、交付金が観光目的で出ております。それを観光協会に一元化してやるのか、それとも、今のような状態で補助金を流すのか、そこの辺をもう少し精査すべきじゃないかというふうに考えます。いわゆる物理的にもらえる金というような補助金のあり方は、私は改めるべきではないかと考えますが、これは、総体的な政策にかかわることですので、市長に、最後に見解を求めたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 音嶋議員のおっしゃるとおりだと思っています。そういうことを解消するために、今年機構改革をして、壱岐島推進本部を立ち上げたところでございます。ここは、組織の関係でお示ししておりますように、3つの課が1つになって、壱岐島の振興の機関車となってやっていただく気持ちでございます。ここを中心として、先ほど言われました観光協会等々、他の機関とも連携をとって一丸となって進めていきたいと思っております。
- 〇議長(深見 忠生君) 次に、12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 5ページの明許繰り越しについて2点ほどお尋ねをしたいと思います。

今回、約36億円以上の明許繰り越しがされておられますが、かつてない大きな金額であります。今年は、特に国の2次補正予算等の関連もあって多少は理解できないことではありませんが、余りにも多く感じております。今後、特に単独事業、あるいは起債事業等については、やはり21年度においては早期の着工、そして理由は、用地交渉等に不測の日数、地元協議に不測の日数とありますが、こういったのは、やはりできる限り、着工前にそうしたことは、私は済ませるべきだと思います。そうしたことで、今後明許繰り越しの縮減に努めていただきたいと思います。どのように考えておられるのか、もしお考えがあったらお尋ねをいたします。

それと、同じ5ページで、9款の教育費、市長の施政方針では、一支国博物館整備事業の建築

工事は順調に推移しているとのことでありましたが、この繰越明許費を見ますと11億9,400万円を繰り越しておられますが、これは主にどの部分が繰り越しになるのかお尋ねをいたします。 また、平成22年春のオープンに支障はないのか、あわせてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 牧山財政課長。
- **○財政課長(牧山 清明君)** ただいまの質問でございます。繰り越しを圧縮すべきではとの質問でございます。まず、この状況をかいつまんで御報告をさせていただきます。20年度繰越明許費が御指摘のように36億400万円で、19年度の繰り越しが19億7,100万円でございます。ですから、今年16億3,200万円の増となっております。

先ほどの質問の中にもありましたけれども、国の1次、2次にかかる繰り越しが11億7,200万円ございまして、その差を指し引いても4億6,000万円の対年度費の増加となっております。

議員御指摘のとおり、繰越額が多いと感じております。特に、今年は大型事業で一支国博物館の整備事業が11億9,400万円、漁港整備で3億9,700万円、災害復旧で1億7,900万円、廃物処理で1億1,700万円等の繰り越しによるものでございます。

市長から部長会への再三指摘、指導もあっておりますものの、別添資料のとおりの理由により、 やむなく繰り越したものでございます。現在、四半期ごとに発注予定業を各事業課から提出を受 けまして、入札を実施いたしておりますが、今後さらなる改善策を検討し、年度内完成を進め、 繰り越しの縮減に努めてまいりたいと思っております。御理解を賜りますようお願いをいたしま す。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 2点目の原の辻関連の繰り越しの件でございますけれども、今回の明許繰り越しは、どこの部分かということでございますが、建築及び展示工事、また施工管理業務を県へ業務委託をしておりまして、これに関しましては、壱岐市の負担分の繰り越しでございます。今後、県で出来高検査及び竣工検査などが行われてきますが、請負業者に支払いが生じた時点で、県へ請求があって支出をいたしております。20年度には、支払いが生じず、県は21年度に受け入れるということで、こうした経過になったところでございます。

次に、22年春のオープンに支障はないのかということでございますが、今年8月には建物本体は完成予定でございまして、展示工事も11月末の完成予定に向かって進んでおります。その後、市発注の外構工事との調整はございますけれども、22年春のオープンには支障はないものと考えております。

なお、参考までに博物館の整備事業の建築工事は2月末現在で約51%の進捗率でございます。 3月末、年度末には59%ということで予定をいたしております。その中で、建築につきまして は73%は進むだろうという見方をしております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中村議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 理由は大体わかりました。昨年が19億円だったから、今年の 2次補正を入れれば10何億円ありますので、これは毎年やはり指摘されておるところですから、 とにかく最大限繰り越しを極力圧縮するように要望しまして、質問を終わります。
- ○議長(深見 忠生君) 次に、7番、今西菊乃議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) 39ページ、9款、5項、4目、8節の学級講座講師謝礼金が 50万円の減になっていると思いますが、講座の回数の減なのか、それとも講師料の安い方をお 願いなされたのか。それと、講座回数と講師料が大体幾らぐらいの上限で払われているのかをお 尋ねいたします。
- **〇議長(深見 忠生君)** 白石教育次長。
- **〇教育次長(白石 廣信君)** 今西議員の御質問にお答えをいたします。

講師謝金の減額でございますが、公民館事業として計画しておりました事業のうち、2つの事業につきまして開催ができなかったというのが1つございます。それと、県との調整の中で、県の事業で取り組んでいただいたもの、これにはパソコン教室等を県立学校開放講座で開催をしたり、また、県民大学のセカンドステージの中で公民館事業で計画していたものを実施していただいた、そういったことが要因となっております。

それから、講座の回数でございますが、公民館の教室として19教室、それから体育振興で 5教室、県民大学が5教室、そして、セカンドステージで6教室、青少年育成関係で2教室、そ して、地域学校開放講座が2教室の実施でございます。

講師の謝金につきましては、市内の講師につきましては、1回5,700円といたしております。また、市外からの講師につきましては、講師ごとにそれぞれの交渉といいますか、の中で決定をさせていただいておるところでございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 今西議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) 市外からの講師を招いてなされた講座っていうのが、大体どれぐらいありますか。
- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 市外から講師を招いたものにつきましては、トレーニング教室ということで、県外からのインストラクターをお願いいたしまして、単価につきましては、1万円と、それから4万7,000円の方との2通りがございます。
- **○議長(深見 忠生君)** 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

24番、赤木英機議員。

○議員(24番 赤木 英機君) 先ほど、中村議員が繰越明許費のことを申されましたが、私は提案をしたいと思いますが、本来この理由が用地交渉、地元協議いろいろあるようですが、本来、道路等につきましては、特に、地元からの要望でそういう事業が出てくるわけですね。ですから、私は旧町のことを言うんじゃないですけど、本来ですと、そこの中に組織をつくっていただいて、交渉なり何なりしていいですかと、自分たちの必要な道ですから、協力してくださいよと、そして、こちらはやはり執行は、いろいろな予算をつくっていくわけですから、そういうことでやっていけば、こういう不測の日数は生じないと私は思うわけです。

というのは、皆さん御承知のように、行政の予算というのは単年度が原則ですから、こんなことをずっとしていきますと職員の士気も高まらない、なぜかといいますと、繰り越せばいいとたいと、それでは、今後やっていけないし、また地元の住民の方も、何とか行政に頼っていけばやっていけるんだと、それではいけないんですよ、もうこれだけ財政が厳しくなったら、お互い協力し合って、住民の方も行政も、そして、お互い、私たちはこの分野ですから、1つこういう地元としてはこうしてくださいよと、そのくらいにやはりお願いをして、そして、進めていけば、無駄な経費が、こういう交渉が長引きますといろいろなまたその財源が要ってくるわけですよ。これも私過去に何年かしていましたのでわかっております。

ですから、ぜひ今後は、質問ではございませんけど、そういうことで住民の方にも加担していただいて、住民でできるところはしていただいて、そして、今後道路をつくるというのは、あとのメンテもございますし、その条件等もちゃんと知っていないと、これは道路を延長することによって、あとのメンテ代が相当今度市もかかってくるわけですよ。ですから、その点も、今後は考慮されて、今私はこう思いますけど、皆さんそれは道路道路とおっしゃいますけど、今壱岐で車の通らないような道は余り見かけませんし、今後はそういうことで、もちろん地元の要望でしょうから、事業はしていかないかんでしょうけど、するにおいては、特に単独事業なんか、そういうことでやはり費用対効果等も考え、そして、私が先ほど申し上げたように、地元の方にも協力をしていただいて、そうしないと何回も申し上げるように、時間をかけるほど経費がかかってくる。何を言いましても予算は単年度の原則、これはぜひ守っていただくようにお願いしまして終わります。

○議長(深見 忠生君) 答弁は要りませんか。(「市長が一言おっしゃるのであれば」と呼ぶ者あり)

白川市長。

○市長(白川 博一君) 赤木議員の御質問でございますけど、先ほど財政課長が申しましたように、私は早期着工、年内完成というのを原則だということをずっと言ってまいりました。まして、

未着手繰り越しなどあり得ないんだということも言ってまいりました。しかし、現実にこういう 結果であります。私の指導不足だと思っているところでございます。

ところで、皆様方御存じのように、ことしは昨年度よりも普通建設事業が55.8%の71億円という予算規模でございます。この明許繰り越しをあわせますと100億円を超えるという規模になります。私は、今、お二人の議員がおっしゃったことを真摯に受けとめまして、職員の配置も含めまして、適切に対処できるように体制を整えたいと思っております。

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。 次に、議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の質疑 を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。7番、今西菊乃議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) 15ページ、8款、1項、1目、13節の健康診査委託料、これは受診者の減という説明があったと思います。これは特定健診の受診料ではないかと思うのですが、受診者と受診率、昨年までの受診者、受診率と比べてどの点が違っていたのか、2点お尋ねいたします。
- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- **〇保健環境部長(山内 達君)** 今西議員の御質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、国保の特定健診の受診者数でございまして、受診率と受診者数でございますけれども、受診者数は1,974名、それから、受診率は25.1%でございます。

それから、昨年に比べますと206人の減少、それから、受診率につきましては、昨年は26.2%でございましたから、今年度は、若干の減少ということになっております。

それから、違いということをおっしゃったと思うんですけれども、よろしいですか。

- 〇議長(深見 忠生君) 今西議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) 受診者数が、率にしては1%ぐらいですけど、その受診者数がかなり減っているわけですね。特定健診の受診率を上げておかないと、後の後期高齢者の保険料との関係があるということで、なるだけ受診者をふやして受診率を上げるというようなことを目的としたあったわけですが、その受診率がなかなか上がらないということは、非常に問題があるのではないかと思うのですが、年代層として、どれぐらいの年代の方の受診率が低かったのでしょうか、これは40歳から74歳までの方だと思うのですが。
- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- **〇保健環境部長(山内 達君)** ちょっとデータを調べさせてください。済みません、よろしく お願いします。

- 〇議長(深見 忠生君) 今西議員。
- 〇議員(7番 今西 菊乃君) すぐにわからなければ、所管でございますので、後ほどでも結構でございますので、後でお示しをいただきますように。
 以上です。
- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、議案第48号の質疑を終わります。
 次に、議案第49号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第49号の質疑を終わります。 次に、議案第50号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第50号の質疑を終わります。 次に、議案第51号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第51号の質疑を終わります。 次に、議案第52号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第52号の質疑を終わります。 次に、議案第53号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号) の質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 11ページ、1款介護サービス事業費の2目の介護費の12節 役務費の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料8,000円がありますけれども、この内容の説明 をお願いしたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 米本市民部長。
- **〇市民部長(米本 実君)** 鵜瀬議員の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料についてのお尋ねで ございます。お答えいたします。

これは、温泉法の改正によりまして、平成20年10月1日施行でございますが、温泉から発

生する可燃性天然ガスによる災害の危険性があるということから改正が行われております。温泉 法の目的としまして、可燃性天然ガスによる災害防止の項目が加えられております。その防止策 といたしまして、温泉の採取の許可制の新設条項がうたわれております。その内容といたしまし ては、温泉の採取を行うものは、都道府県知事の許可を受けなければならない、ただし、可燃性 天然ガスが発生しない温泉、都道府県知事の確認を受けたものについては許可を受ける必要がな いこととなっております。

当ホームの場合におきましては、可燃性天然ガスは含まれていない状況でございますので、災害防止措置が必要ない旨の長崎県知事の確認を受けるために確認申請を行うものでありまして、申請手数料としての県証紙納付分の8,000円を計上させていただいております。

- 〇議長(深見 忠生君) 鵜瀬議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 今の御説明でわかりました。ということは年に1回だけ、その 検査については、知事の許可をいただくためにするものであるのか、再度その質問をしたいと思 います。
- 〇議長(深見 忠生君) 米本市民部長。
- **〇市民部長(米本 実君)** 大変申しわけございません。そのところは、ちょっと調査してから 回答させていただきたいと思います。
- O議長(深見 忠生君) ということですので、後で。

これで通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第53号の質疑を終わります。
次に、議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第54号の質疑を終わります。
 次に、議案第55号平成21年度壱岐市一般会計予算についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。25番、倉元強弘議員。
- ○議員(25番 倉元 強弘君) 61ページ、1項の離島航空路再生補助金について947万7,000円の予算を計上してありますが、これについて、壱岐市で20年度にどのくらいの飛行機の利用者があったのかをお尋ねいたします。そして、21年度にこれ以上の市の負担の要望がないのか、あわせてお尋ねをしておきます。

続きまして、117ページ、地域振興事業の3,000万円について具体的に説明をお願いしたいと思っております。

続きまして、131ページの3目19節の負担金補助金及び交付金で3,194万5,000円、 強い農業づくり交付金事業について具体的に説明をお願いしたいと思っております。

もう1件、195ページの教育費3項、1目、13節の委託料、校舎等の改修工事の設計監理が270万円計上してあるわけですが、15節の工事請負費が450万円となっておるわけですが、どうもこの工事費と設計費のバランスがおかしいのではないかと思っておりますので、そこあたりを説明いただきたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 倉元議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点でございますが、壱岐市で20年度に利用した人数ということでございますが、 20年度は、まだ3月がございますけれども、20年1月から12月までの利用者数でお答えを させていただきたいと思います。

2点目に、21年度にこれ以上壱岐市が出さなくてよいのかという御質問でございますが、平成21年度の補助金の計算方法につきましては、本市の目標の利用率65%と予想される利用率56.6%の差により計算をされることになっております。本市における利用率は、平成20年4月から21年2月末時点で58%となっております。現段階では、計算の基礎となる利用率56.6%を上回っておりますので、このまま推移すれば増額はないと考えております。

〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。

以上でございます。

○保健環境部長(山内 達君) 地域振興策3,000万円の内容についてでございますけれど も、新しい汚泥再生処理センターを郷ノ浦町坪地区に建設するというのは御存じのことと思いま すけれども、その坪地区の地域振興策の一環といたしまして、公民館建設に対する助成金でござ います。

事業内容でございますけれども、現在、木造平屋建てかわらぶきの公民館及びそれに隣接をする木造平屋建ての同じくかわらぶきの倉庫がございます。それを解体をいたしまして、その跡地に新たな倉庫を含む公民館、それから、駐車場を整備するものでございまして、解体造成工事、それから、公民館倉庫建設、それから駐車場及び周辺フェンス等々の整備費として合計3,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 倉元議員の御質問にお答えします。

強い農業づくり交付金事業の内容についてということで御説明をいたしたいと思っております。この事業名につきましては、国庫補助事業として構造改善事業が交付金事業となり、強い農業づくり交付金事業となっております。21年度予算内容につきましては、芦辺湯岳生産組合が特定農業団体として、初めてアスパラガス栽培、57アールを取り組む事業費の国、県、市からの補助金を計上いたしております。事業費といたしまして4,563万6,000円、10アール当たり800万円でございます。国が50%、県が10%、市が10%、合計で3,194万5,000円、地元負担1,369万2,000円で反当240万円の負担となっております。以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 校舎等の改修工事の設計監理でございますが、この事業につきましては、学校事務のネットワーク整備を図るため、学校のパソコンと市役所の電算室を結ぶものでございまして、調査委託費として計上をいたしております。

また、15の工事請負費でございますが、この工事につきましては、石田中学校の消防設備の 改修工事に充てるものでございます。したがいまして、先ほど委託料と工事請負費のバランスと いったことで御質問ありましたが、関連はしておらないということになっております。よろしく お願いします。

- 〇議長(深見 忠生君) 倉元強弘議員。
- ○議員(25番 倉元 強弘君) 大体了解をしました。ありがとうございました。
- ○議長(深見 忠生君) 次に、12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず12ページ、1款市税、2項固定資産税についてお尋ねをします。予算説明では、多分土 地の下落により前年比6.5%、6,900万円の減額の計上でありますが、昨年の新築家屋は何 棟あったのか。そして、固定資産税の額はどの程度見込んでおられるのか、まずお尋ねをいたし ます。

それから、21ページの12款の使用料及び手数料、5目商工使用料、2節観光使用料の中で、サンドーム壱岐屋内競技場使用料84万円とあります。これは市長の施政方針では、もう現時点では3月末休館をやむなきとの状況であるということでありましたが、これについては、今年初めて計上されておるようでありますので、内容がわかりましたら御説明をお願いいたします。

それから、3点目ですが、49ページの2款の総務費、1目の一般管理費、1節の報酬でありますが、これは、昨年まではたしか石田町の関係と思いますが、自治公民館報酬が計上をされて

おりましたが、21年度は、多分53ページの自治公民館運営費交付金へ組み替えられたのではないかと思います。もうそういうふうに組み替えられたのであれば、該当自治会のほうに十分説明なさったのかどうか、当然、それぞれの各自治公民館では21年度の新しい予算を3月ないし、4月には公民館の総会をされます。その場合には、やはり今までは市のほうから自治会長の報酬は出ておりましたので、公民館のほうから出すとなれば、公民館の規約からかえなくてはできないわけですが、そういったのは私が聞いた範囲では聞いていないようなことを伺いましたので、その点、以上3点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 米本市民部長。
- **〇市民部長(米本 実君)** 中村議員の御質問にお答えいたします。

昨年の新築家屋の固定資産税についてのお尋ねでございます。平成20年度中の新増築家屋は、 木造家屋が188棟で、新築軽減後の税額を665万円、非木造家屋が25棟で税額を65万円 と見込んでおります。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** 中村議員の御質問にお答えします。

21ページの観光使用料のサンドーム壱岐屋内競技場使用料84万円でございますが、先ほど 御説明がありましたように、サンドーム壱岐につきましては、まだ現在指定管理につきまして休 館をやむを得ないという状況で協議をしておるわけでございますが、屋内競技場につきましては、 切り離した形で現在考えておりまして、使用料につきまして、フットサル、テニスの使用料を計 上いたしておるところでございます。

ちなみに、19年度実績といたしまして、テニスが3,165名、フットサルが1,290名の利用があっております。そういう状況の中でこの屋外競技場の使用料を計上いたしております。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 中村議員の御質問にお答えをいたします。

平成20年度冒頭には、確かに自治公民館長報酬は予算計上いたしておりました。しかしながら、6月補正で、その分を減額をいたしまして、そして、負担金補助及び交付金のほうに増額をいたしております。そして、交付をするようにしましたし、また残り分は交付するようにいたしております。

それから、平成21年度につきましては、御質問のとおり19負担金補助及び交付金にすべて 含めた予算計上となっているところでございます。ただ、館長にその旨連絡したかどうかという ことでございますが、その点は、ちょっと掌握いたしておりません。

〇議長(深見 忠生君) 中村議員。

○議員(12番 中村出征雄君) 2点目は私のちょっと確認間違いかもわかりません。前年度の 当初予算には、ちょっと載ってないように気がしたものですから、前年の当初予算に載っておっ たのかどうか、再度確認をいたしたいと思います。

それから、3番目の報酬については、補助金で21年度も出すということであれば、そういったことであれば、当然、少なくとも半年ぐらい前には、それぞれ各地区の自治会に説明していただかないと、先ほども申し上げましたように、公民館の規約から改正しなくてはできないわけですね。今石田地区の自治公民館の、規約では自治会長の報酬は、私が記憶しているところでは1自治会だけ、これはもちろん市から自治会長の報酬はもらった上に地元の公民館が、それに上乗せして支給しておるところは記憶しておりますが、それ以外のところは、すべて公民館では報酬を払うようにはなっていないわけですよ。それが、もうあと何日かで4月は始まるわけですから、そういったのは、もう少しやはり地元の自治会に納得できるようにしていただかないと、また公民館の予算を組んで、公民館としては、またそれを規約の改正をして、補助金で歳入で組んで、それぞれの地区の自治会長の報酬を予算化しないと払われないわけですよね。その点について、もう21年度は間違いなく補助金で出して、地元のほうでそれを受け入れて予算計上しなさいということで進められるのかどうか、再度お尋ねをします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山口産業経済部長。
- **○産業経済部長(山口 壽美君)** サンドームの屋内競技場の使用料でございますが、今年度までは壱岐市開発公社に委託をしておったわけでございますが、21年度は市の直営で管理するということで、使用料は初めて計上させていただいております。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 平成20年度も報酬の一部は支払っておりますけれども、もしそうした周知がされていなければ、早急に館長あてに文書で通知をしたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 中村議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 2点については、十分理解できました。

3点目については、そうなるとどうしても地元の自治会で館長の報酬を計上しなくてはできないということになるわけですね。20年度は一部報酬として支払いましたというのが、ちょっと私は理解しにくいわけですが、再度、済みません。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 自治会長の手当は一部支払った形跡がございます。ただ、自治公民館によりまして、それぞれ支払い方、内容が違いますので、242の中で、どのような体制をとられておるのか、その辺はわかりませんけれども、一応、来年度に向けての支払い方法は、こういう形でやりますということで、そういう通知をしていなければ、早急に処理をしたいと思いま

す。

- 〇議長(深見 忠生君) 中村議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 一部は払っておりますということですが、242のうちに、石田町の25自治会以外は、私は何も言っていないわけですよ。石田町の自治会では、今までそれぞれ一定の戸数割、何戸以上は幾らかプラスアルファとか、それ以外のところは均等で払って実際あるわけですよね。そうすると、今度21年度からは、交付金で自治会に払います。あとは地元の裁量で自治会長、運営費ですから、もちろん今までも運営費が来ておるのは私も理解しております。21年度は運営費ですから、もう館長に払わなくては、極端なことを言うとですよ、払わなくいいということであれば払わない、地区公民館の裁量によってしなさいということになるわけと思いますが、やはり、公民館に自治会長の報酬としてこの金額を払っていますよということであれば、それぞれ各自治会の公民館もわかるわけですが、そういった各自治会ごとの自治会のある程度報酬の基準等については、市のほうで明示していただかないと、末端、自治会は迷うわけですよね。そうした点、どういう指導をされるのか、再度答弁を求めて、私の質問は終わります。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 現状をよく調査をいたしまして対応いたしたいと思います。
- ○議長(深見 忠生君) 次に、7番、今西菊乃議員。
- 〇議員(7番 今西 菊乃君) 通告をいたしておりましたので3点お伺いをいたします。

まず、第1に、23ページ、13款、1項、7目、1節の幼稚園の授業料に関してですが、これは授業料が、ことしは上がっております、歳入がですね。で児童増だと思うのですが、その児童数と昨年に比べて何名ぐらい多くなったのかをお尋ねいたします。

そして、2番目が、同じページの2節教員住宅使用料、これが減になっております。昨年度の使用数、それと、先生方の中には、市の教員住宅でなくて、民間のを借りて住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますが、今の生活には、ちょっと不便を来すというような教員住宅が、そういう意見もお伺いいたしましたので、例えば、シャワーをつけてほしいとか、少しちょっと改造してほしいっていうような先生方の意見もあったんですが、そういった要望を聞いての改修計画とかはなされないのか。

それと、3点目が、20款、4項、1目、1節リサイクル物引き渡し還元金のこれが大幅に下がっております。これはもうもとが下がっているから仕方のないことだと思いますので、その内訳と、1つは通告はいたしておりませんでした。私も確認をいたしておりません。リサイクル報奨金が、昨年に比べてどうなのかをもしわかられたら、わかられなければ委員会まででも結構でございます。

以上3点です。

- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 幼稚園の申し込み状況ですけれども、予算を計上する段階では、予測といいますか、推測をしての若干多めに計上しておったと思います。現在、申し込みを受け付けまして、今の状況で申し上げますと、去年を7名下回る形の申し込み状況となっております。

それから、教職員住宅の入居者の関係でございますけども、市内に8カ所、38戸の教職員住宅がございます。そのうちの入居者が26名で、約70%の入居率ということになっております。この施設につきましては、特に、短期間、3カ月とか、半年単位で島外等から赴任してくる期限つき職員等のためにも、若干の空き部屋というのは準備しておく必要があろうかというふうに考えております。

それから、すべての住宅につきまして、それぞれに改修が必要な箇所等がございますが、現在のところ、特に緊急を要するところから順次改修をして行っておるところでございます。特に、石田の住宅につきましては、シャワーがないとか、くみ取り式であるとか、そういったもので不便な面も、環境もよくない点等もございます。これらにつきまして、年次的な計画を立てながら、なるべく改修ができるようにいきたいというふうに考えております。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- ○保健環境部長(山内 達君) 有価物の内訳でございますけれども、アルミ缶類が130円の価格で40トンを見込んでおります。それから、スチール缶でございますけれども、単価が7円で、100トンを見込んでおります。それから、古紙が400万円程度当初予定をしておりましたけれども、暴落をいたしておる関係で100万円ということに予算を計上いたしております。それから、あとは色柄トレイのインゴット、それから、ペットボトルがございますけれども、ペットボトルにつきましては、20年度は約60万円ぐらいの容器リサイクル協会から拠出金があるようでございまして、それから若干減るだろうということで、今年度、21年度は50万円を予定しておりますけれども、これも恐らくゼロに近くなるんじゃないかと、こちらは今のところ考えております。まだ協会のほうから通知が来ておりませんから、その時点でわかると思います。それから、リサイクル報奨金でございますけれども考え方といたしましては昨年度と一緒でございまして、21年度は1,298万円でございまして、1公民館当たり基本が1万円プラスリサイクルステーションの利用世帯数ということでお支払いをしたいということで予算を計上いたしております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 今西議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) 幼稚園はちょっと授業料を多めに見積もっているということでふ

えたわけじゃなく、7名減ってるわけですね。はい、わかりました。

そして、リサイクルはもう古紙が非常に暴落いたしておりますので仕方がないことでございますが、そのリサイクル還元金が入ってこなくてもリサイクル報奨金は昨年と同様ということで、 それは市の負担でいたしているということでございますね。

終わります。

- ○議長(深見 忠生君) 次に、11番、坂口健好志議員。
- ○議員(11番 坂口健好志君) 59ページの2款1項の地域審議会委員報酬に関しまして、質問をいたします。

まず、平成20年度の審議会の開催日数そんから審議された議題、21年度の開催計画があれば、まずお聞かせください。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 坂口議員の質問にお答えをいたします。

平成20年度の開催回数ということでございますが、平成20年度は芦辺地区で1回開催をしております。開催日数は1日でございまして、審議された内容でございますが、会長の改選・学校給食センターの統合・その他の内容でございます。

次に、平成21年度は何回予定をしておるかということでございますが、平成21年度は各地区で4回予定をいたしております。内容は総合計画の見直しに当たるものですから、総合計画・ その他といたしております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 坂口議員。
- ○議員(11番 坂口健好志君) 地域審議会とはということで、これは合併により行政区域が拡大することにより地域住民の意見が反映されにくくならないように、地域の実情に応じて住民の意見をきめ細かく・的確に反映していくことができるよう、合併特例法により創設された制度だと思っております。

スタートは白川市長就任前の問題でありますけれども、この地域審議会があるにもかかわらず、 今、問題になっております中学校の統廃合の計画の議論を進めるに当たりまして、一番最初の段 階でなぜこの審議会に諮問しなかったのか、お聞きをしたいと思います。

学校統廃合は生徒の立場に立って考えることが基本でありますが、この問題は地域住民・壱岐 市民全体の生活や経済などあらゆることに関連してくる壱岐市全体にかかわる重要な問題だと思 っております。このような問題は地域の人の意見を十分に聞き、各地域審議会を経て審議をして、 そして全体会などを開催して意見の集約をし、答申をして、そのことを受けて専門委員会で審議 をして最終的な結論を出すという進め方が、よりよい計画案ができて、市民の合意形成もでき納 得ができるのではないかと思っております。

最初に結論有りき。そして、あとから意見を聞きましょうという、今の進め方でやっても結局 市民の理解を得られないのではないか。このような進め方によって今のような混乱を招いている のではないか。そのように思っておりますけれども、これに対して市長と教育長の見解をお聞き したいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 須藤教育長。
- ○教育長(須藤 正人君) 中学校の適正規模への進め方のことで各中学校区の10会場の説明会を終了させていただきました。そのときに各会場で教育委員会に対しまして、いわゆる手続き上の不備があったんではないかという厳しい御指摘をいただきました。今、議員さんが申されましたように、まず地域住民の意見を聞くということに関しまして、我々は「懇話会」という会を立ち上げまして、それで反映ということを考えておりました。そこら辺で教育委員会と議員の間に大きな差があったことを反省をいたしております。

ただいま、10会場の説明会でいただきました御意見等々を集約いたしまして、その善後策 等々を検討しておる段階でございます。

地域審議会にかけなかったということにつきましては、他の手続き上の不備も兼ね備えまして 反省をいたしておるところでございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 地域審議会の性格については、ちょっと私の記憶が定かでないかもしれませんが、大きな地域審議会の目的は建設計画。建設計画の進捗状況についていろいろ地域が取り残されるんじゃないかといったそういう不安にこたえて地域審議会をつくる。そして、建設計画の進捗状況を見守るというのが大きな目的であったかとは思いますけれども、議員おっしゃるように、こういう大きな問題については先ほど芦辺町の昨年の地域審議会の折にもそういったもろもろのことを諮っております。当然、いろんな機会をとらえてそれをするべきだったと反省をしているところでございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 坂口議員。
- ○議員(11番 坂口健好志君) はい、わかりました。市建設計画についてということがひとつのあれになっていますけれども、そのほかにも地域に重大な関連があるときはそれを開くことができるというなことも書いてあると思います。

そういうことで、何か今の進め方は最初に結論有りきで、これに限らず、そういうのが結構あるような気がします。

そういうことで、こういう地域に密着したような・市民に直接関係のあるようなことは、十分 に下から多くの幅広い意見を集約して、最後によりよい結論を出していくという方向でやられた ほうが、より市民の合意形成ができるのではないかと思っております。

そういうことで申しますならば、12月の議会に提案の動きがありました壱岐市行政区設置条例、特区の制定とかこういうのをもっと幅広く意見を集約して、それから進められたほうがいいんじゃないかと思っております。

そういうことでこの地域審議会を初めとしまして、せっかくある委員会は有効に活用してより よい市政をやっていただきたいと思いまして、これで終わります。

○議長(深見 忠生君) これで、通告による質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時25分といたします。

午後 2 時15分休憩

午後2時25分再開

○議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。議案第55号について、ほかに質疑はありませんか。23番、牧永護議員。

○議員(23番 牧永 護君) 議案10号のときにお聞きすればよかったわけでございますけど、出張所及び地区事務所のことについてお伺いします。

JAの支所が統廃合ということでなくなって、金銭を事務所で扱うということでございますけど、事務所には一人勤務で出かけることも多いわけでございますけど、金銭の防災上とか管理面で心配はないのか、非常に私が心配しておりますので質問いたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 牧永議員の質問にお答えをいたします。

その件につきましては、今、非常に心配はいたしておるところでございますけれども、きょう、 議決をいただきましたので、人事等もこれから当たってまいりたいと思います。どのようにした ら安全性が保たれるのか。その辺は今後人事異動とあわせまして慎重に対応していきたいと思い ます。

- 〇議長(深見 忠生君) 牧永議員。
- ○議員(23番 牧永 護君) 人事だけで通用するものか、金銭を扱うところですから一人で果たしていいのか、そこも含めて私は非常に心配しております。人間やっぱ一人ということになれば金銭を扱うところでございますので、非常に問題も多かろうと思いますので、そこも含めて心配しております。
- 〇議長(深見 忠生君) 答弁要りますか、牧永議員。
- ○議員(23番 牧永 護君) どうされるのか私だけの心配と思っておりましたけれども、執

行部が心配って言われますと、その対応について心配ならぜひとももう少し詳しく聞きたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田総務部長。
- ○総務部長(小山田省三君) 旧出張所につきましては、大方動きがわかるわけですが、郷ノ浦町の5つの事務所につきましては、今までやらなかった収納金を今度から扱うようになります。どういう実績があって、どのくらいの件数があるのか、ちょっと状況を見てみなければわからないところもございますけれども、一応収納金につきましてはできるだけ毎日担当の職員が事務所に出向いてそれを集めて会計課もしくは金融機関に払うようなそういう方法も今のところ考えておるところでございます。

それから、事務所でございますけれども、隣とひっついておるような事務所とまったくそういった周りに民家が少ないようなところもあるようでございますけれども、その辺のところが一番心配をいたします。一人体制ですと電話対応とか、来客とか、トイレとかそういった場合に席を空けることもございますし、まだ結論までには至っておりませんけれども、その点も含めて協議をしていきたいというふうに思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 牧永議員。
- ○議員(23番 牧永 護君) 十分に検討をされて事故等が起こらないように最善の策を選んでいただきたいと思います。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。1番、音嶋正吾議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 123ページをお開きいただきたいと思います。
 - 15節の一般廃棄物処理建設に関する件でお尋ねをいたします。

この予算措置に関しては予算特別委員会がありますので申し上げますが、原理原則についてお 尋ねをいたします。

この一般廃棄物処理施設建設工事というのは総合評価方式で実施をされるとお聞きをいたして おります。そうしますと、総合評価委員会の委員さんというのは多分決めておられると思うわけ です。どういう方が委員に選任されておられるか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- **〇保健環境部長(山内 達君)** 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

委員は6名はおるわけでございますけれども、内部から3名、学識経験者が3名おいでになります。そういった内容でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。
- 〇議員(1番 音嶋 正吾君) 壱岐市においては壱岐市一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会規則というのがございますね。平成19年9月28日、規則第29条というのがございます。

そのなかで確かに今申されましたように「学識経験を有する者3人以内、市職員として副市長・総務部長及び建設部長」となっております。「委員の任期は原則として3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員任期は前任者の残任任期とする」というふうに書いてあります。そして、3条の下のほうに「委員の指名及び職業は公開するもの」と、きっとこの規則のなかにありますが、これにのっとって答弁を願います。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- ○保健環境部長(山内 達君) 廃棄物処理施設4施設の事業を取り組むわけでございますけれども、内部の委員は別といたしまして外部の委員の指名を公表することによって、いろいろと外部からアポ等がございまして公平な審査ができないというふうに判断をいたしました。委員さんの御意見も含めまして判断をいたしまして、規則を改正いたしまして「委員は公表しない」ということになっております。
- 〇議長(深見 忠生君) 音鳴議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 規則は勝手に改正する。私たちは、ここにおる議員というのは立法府なんですよ。立法府にもこの規則を勝手に変えたことも、ホームページでもこれが載っていますよ。どうなるんですか、ホームページに、これがちゃんとあるじゃないですか、今、壱岐市の。勝手に変えた。そういうことで通りますか。内々で。我々議員は行政をチェックする義務があるんですよ。書いてあるじゃないですか、「副市長・総務部長及び建設部長」と。こうなってるんですかと私はお聞きをしているんですから。答弁願います。

議長、これぐらいの答弁じゃ、審議できませんよ。

- ○議長(深見 忠生君) いやいや、音嶋議員。もう少し冷静にお願いをいたします。
- **〇議員(1番 音嶋 正吾君)** ですから、この規則になっているからどうなんですかとお尋ねを しているわけですから。
- 〇議長(深見 忠生君) 山内保健環境部長。
- **〇保健環境部長(山内 達君)** これは、ホームページでごらんになったとおっしゃったと思いますけれども、ホームページの校正ができてないと、私は思っております。
- ○議長(深見 忠生君) 4回目ですが、音嶋議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 壱岐市のちゃんと例規集にあるんですよ。載っているんですよ。 それを参考にして我々はここで質疑を行っておるわけですから。ホームページは校正してないから。これで通るんですか。皆さんどうですか。

いや、これが載っているんですと。今からすぐ下で見てきてください。これが、私が偽りの文書か。けさ引いてきましたから。どうなんですか。

市長、こういうことは許されんですか。内部で改正をしたと。そんなに簡単に改正を。規則は

改正できるでしょう。議会軽視じゃないですか。議会軽視ではありませんか。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 最初の質問の要旨と、今、違う質問になっておりますけれども、最初の質問については担当部長のほうに説明をさせますが、2点目については、私は、今、その改正がいつ付で改正されたかというのを記憶にありませんけれども、改正をしておるわけですから、加除それからホームページについては最新の情報を載せるべきであると思っております。
- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋正吾議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) ここでお願いをします。規則を改正した日にちを明確にしていた だきたいということ。

市長ははっきりそのことを認識しておったのかと。

この2点、回答をお願いいたします。

○議長(深見 忠生君) しばらくお待ちください。

暫時休憩をいたします。



〇議長(深見 忠生君) 再開します。

白川市長。

〇市長(白川 博一君) 大変おそくなりました。

今の規則の改正は平成20年9月1日から施行するというふうになっておるそうでございます、 改正分はですね。したがいまして、私も決済の印鑑を押していることは間違いございませんが、 そこまで把握をしておりませんでした。

まず、このいきさつにつきましては、委員さんのなかから「公表はやめてくれないか。いろんなところから圧力がかかる」いうことで申し出があって改正をしたそうでございます。

ところで、それをホームページで変えていないと。今、6月30日現在まで変えておるそうでございます。そこで、このことにつきましては、私、やはり各定例会議あとに年4回ぐらいは加除しなきゃいかんと、今、思っているところでございます。もちろん、ホームページはその規則を改正したその日にでもかえなきゃいかんと思っております。この点につきましては本当に反省をいたします。申しわけありませんでした。

ところで、先ほどこの加除そして規則改正についての御連絡をしなかったということについて は素直におわび申し上げます。

しかし、委員さんのなかから公表してくれるなという、その趣旨もどうぞ御理解いただきたい

と思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 今、市長の発言されたことに対して私も1つだけ異論がある。な ぜ改正せねばならなかったのか。これだけ明記しとってなぜ改正する必要があったのかというこ とです。
- ○市長(白川 博一君) それは冒頭申し上げましたように、今、選任している委員さんから、公表することになっておったんですけど、今、選任された委員さんから「公表されるといろんな不都合がある」と。ですから「公表しないというふうにしてくれないか」ということを現委員さんから申し出があったということでございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) そうしますと、審議委員会の委員さんの意見をすべて今からも尊重するということになるわけですね。

それで、私が申し上げたいのは13条の2項の構成になっておるのか、いないのかです。「副 市長・総務部長・建設部長」と書いてあります。これも規則をかえたのか。

「委員の氏名・職業を公表する」これだけを「公表しない」に規則をかえたのか。

その2点、はっきり示していただきたい。ここは議会ですから、皆さん方を監視する議員全員 おるわけですから知る権利があります。

- 〇議長(深見 忠生君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 構成員の中身をかえたのかということについては、私がこの大きな問題については、この総合評価審査委員会に私も入れてくれませんかとお願いをしたところでございます。委員の方々6名の方にです。

それはなぜかと申しますと、こういう大きな問題について、やはり首長の意見というのは少し は反映していただかないかんという気があったからでございます。そこで、私は、今、その審査 委員会に入っておりますけど規約の改正はそこでは行っておりません。

ですから規約の改正を行っておりますのは「公表をする」としたのを「公表しない」といった点だけでございます。

○議長(深見 忠生君) そういうことで御理解をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。22番、近藤議員。

○議員(22番 近藤 団ー君) 今の関連ですけども、特にホームページの公開ですね。もう 1回内部で検討をされて、いろいろな期限の切ってあるものとか、とにかくおそい、公開が。い ろいろ聞きます。もうちょっとやっぱり内部で検討をして即決できるものはもう次の日にかえる。 そんなに全体を変えるわけじゃないから。文言をちょっと1行かえるとかですたい。数字をかえ る程度のことでしょうが。だから、その辺はやっぱりしゃんとしていただきたい。とにかく検討をしてください。

終わります。

- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。18番、久間初子議員。
- ○議員(18番 久間 初子君) 209ページの9款教育費の5項社会教育費なんですけれども、 19節の花いっぱい運動の助成金なんですけれども64万1,000円となっておりますが、こ の内訳をちょっとお聞きしたいと思いますが。
- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 郷ノ浦・勝本・石田地区につきましては婦人会が主体となっております。 芦辺につきましては老人クラブ主体となって活動をしていただいておりまして、そこに対します助成を行っておるところでございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 久間議員。
- **〇議員(18番 久間 初子君)** どこにやっているではなく、どこに・どれだけ・どういうふうなかたちでやってるのかをお尋ねしております。
- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 郷ノ浦町地区につきましては6地区にそれぞれ2万7,000円、 勝本地区につきましては2地区、石田地区につきましては25地区につきまして交付をいたして おります。 芦辺につきましては老人クラブに支出をしておるところでございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 久間議員。
- ○議員(18番 久間 初子君) 郷ノ浦が6地区2万7,000円ですね。勝本が2地区2万7,000円、石田25地区で幾らなんですか。 芦辺が老人クラブ幾らなんです。 このぐらい、もう1回で言ってください。
- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 石田地区が25地区の1万5,000円でございます。勝本地区は 2地区で勝本が5万6,000円、鯨伏が4万8,000円でございます。芦辺地区の老人クラブ につきましては市民部のほうで老人クラブのほうで花いっぱいの取り組みをしておったというこ とでございます。
- ○議長(深見 忠生君) いいですか、久間議員。
- ○議員(18番 久間 初子君) もう1回ちょっと確認しますね。勝本と鯨伏が2万7,000円の5万4,000円ですか。(発言する者あり)2万7,000円の2地区ですか。郷ノ浦が2万7,000円の6地区ですよね。石田は25支部あるけど1万5,000円しか出してないということですか。

- 〇議長(深見 忠生君) 白石教育次長。
- ○教育次長(白石 廣信君) 勝本地区の5万6,000円につきましては、勝本浦部のそれぞれの公民館、在部地区が9公民館ございます。その分をあわせて5万6,000円ということでございます。鯨伏につきましても20公民館程度が取り組んでおりまして、その分に対するものが4万8,000円ということでございます。
- ○議長(深見 忠生君) いいですね。

ほかにありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第55号の質疑を終わります。 次に、議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行い ます。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第56号の質疑を終わります。
次に、議案第57号平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第57号の質疑を終わります。
次に、議案第58号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第58号の質疑を終わります。
次に、議案第59号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。 次に、議案第60号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第60号の質疑を終わります。 次に、議案第61号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許します。20番、瀬戸口和幸議員。
- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) 下水道関係のなかで公共事業に関して、質問をいたします。

これは郷ノ浦の下水道の関係ですが、今、北部処理区終わりまして、中央処理区も大体最終年度にかかっておるということで、あと南部処理区が残っておるわけなんですけど、これに関しまして市長の行政報告のなかで31ページにちょっと触れてありますが、「南部処理区の整備につきましては、独自の処理施設を建設する計画を中止する方針で北部処理区・中央処理区の見直し等の検討を進めてまいります」ということなんですが、このように至った経緯といいますか、理由といいますか、どういう理由があって、実際、今の段階でどのような構想で進められるのかということをお聞きいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** ただいまの件について、御答弁を申し上げたいと思います。

南部処理区の整備に伴い計画全体の見直しの理由とその概要はということでございますが、御承知のとおり郷ノ浦町の公共下水道は3処理区で分割してそれぞれ計画をしてあります。まず、北部地区につきましては平成10年度に完成をいたしまして、中央処理区がほぼ20年度で完成の運びでございます。

下水道の利用者もふえてはおりますが、施設の維持管理にはまだ厳しい状態になっておりまして、今後の見直し計画というのは、公共工事の南部処理区の関係地域に下水道等のアンケートを提出をいたしまして、その結果を踏まえ、地区の代表者の方へ意見の集約の結果等を説明をいたしておりまして、北部処理区・中央処理区の加入率の状況を見ましてできるだけ中央処理区で対応できるものは中央処理区でという考えと、散在農家がたまたま南部地区には点在をいたしておりますので、この件につきましては合併浄化槽の整備に取り組むというようなことで、今、計画の見直しをしているところでございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 瀬戸口議員。
- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) 理由としては想像しますに北部処理区・中央処理区の状況を見まして、加入率が余り芳しくないということからして、整備してもその維持管理費を捻出できないんじゃないかという、財政的な面もあるような気がしますので、あとここで心配をするのは、当初の計画では郷ノ浦一円をやるということで南部処理区まで入れてということだったんですが。今の状況はこうかもしれないですけど、先々またはこの下水道に対する需要が多くなった場合、本当に……。いわば縮小ですよね。縮小したことがマイナスにならないかということを心配するわけなんです。この件については、私、所管ではございませんので産業経済で検討されると思うんですが一応そういうのを危惧しましたので、質問をさせていただきました。そういう面も含めまして慎重に事を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質問は終わります。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第61号の質疑を終わります。 次に、議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算についての質疑 を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第62号の質疑を終わります。
次に、議案第63号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第63号の質疑を終わります。
次に、議案第64号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第64号の質疑を終わります。 次に、議案第65号平成21年度壱岐市病院事業会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第65号の質疑を終わります。
次に、議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第66号の質疑を終わります。
以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第11号壱岐市人事行政の運営の等の状況の公表に関する条例の一部改正についてから議案第46号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)から議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)についてまで、議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算についてまで計53件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)、議案第55号 平成21年度壱岐市一般会計予算については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、 これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号及び議案第55号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例 第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、音嶋正吾議員、鵜瀬和博議 員、中田恭一議員、小金丸益明議員、町田正一議員、瀬戸口和幸議員、深見義輝議員、豊坂敏文 議員、赤木英機議員、倉元強弘議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第 1項の規定により直ちに予算特別委員会を招集します。委員会において委員長及び副委員長の互 選をし、議長まで報告を願います。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第 10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いをい たします。

なお、委員会の場所は第2会議室と定めます。それでは、しばらく休憩をします。

〇議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に10番、豊坂敏文議員、副委員長に6番、町田正一議員に決定いたしましたので、御報告いたします。

日程第61. 陳情第1号

○議長(深見 忠生君) 次に、日程第61、陳情第1号「協同出資共同経営で働く協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情についてを議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号については、総務文教常任委員会に付託をします。

○議長(深見 忠生君) 以上をもって、本日の日程は終了をしました。

これで散会をいたします。大変皆様お疲れでございました。 午後3時11分散会